

平成29年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

平成31年3月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計117地方公共団体からの報告に基づき、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間を対象に

- (Ⅰ) 特定施設の届出等の状況
- (Ⅱ) 特定施設に係る規制事務実施状況
- (Ⅲ) 設置者による測定結果報告状況
- (Ⅳ) 土壌汚染対策の状況
- (Ⅴ) 都道府県・政令市における条例制定状況

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成31年3月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

I. 特定施設の届出等の状況	1
II. 特定施設に係る規制事務実施状況	5
III. 設置者による測定結果報告状況	7
IV. 土壌汚染対策の状況	9
V. 都道府県・政令市における条例制定状況	9

図 表 目 次

図 1	特定施設数の推移	1
表 1	大気基準適用施設に係る届出等の状況	2
図 2	大気基準適用施設の種別割合(平成29年度末現在)	2
表 2	水質基準対象施設に係る届出等の状況	3
図 3	水質基準対象施設の種別割合(平成29年度末現在)	4
表 3	規制事務実施状況	6
表 4	設置者による測定結果報告状況	8
表 I-1	大気基準適用施設の届出等施設数(全国)	10
表 I-2	水質基準対象施設の届出等施設数(全国)	11
表 I-3	大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別-全国)	13
表 I-4	大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)	14
表 I-5	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括-全国)	15
表 I-6	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法-全国)	16
表 I-7	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法-全域)	17
表 I-8	大気基準適用施設の届出等の状況(施設種別-都道府県・政令市別)	18
表 I-9	水質基準対象施設の届出等の状況(施設種別・総括-都道府県・政令市別)	38
表 I-10	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種別-都道府県・政令市別)	60
表 I-11	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 (施設種別-都道府県・政令市別)	70
表 I-12	大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)-都道府県・政令市別)	80
表 I-13	適用除外等の状況(大気関係・水質関係-全国)	102
表 I-14	その他の届出等の状況(大気関係・水質関係-全国)	102
表 I-15	適用除外等の状況(大気関係・水質関係-都道府県・政令市別)	103
表 I-16	その他の届出等の状況(大気関係・水質関係/法・瀬戸内海法別-都道府県・政令市別)	104
表 II-1	報告徴収及び立入検査等件数(大気関係・水質関係-全国)	106
表 II-2	命令、指導及び罰則適用件数(大気関係・水質関係-全国)	106
表 II-3	排出基準超過施設・事業場への措置状況(大気関係・水質関係-全国)	108
表 II-4	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況	109

表Ⅱ－５	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況	……………	112
表Ⅱ－６	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	……………	113
表Ⅱ－７	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	……………	122
表Ⅲ－１	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）	……………	133
表Ⅲ－２	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （大気・全国）	……………	134
表Ⅲ－３	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）	……………	135
表Ⅲ－４	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （水質・全国）	……………	136
表Ⅲ－５	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 （施設種類別－都道府県・政令市別）	……………	137
表Ⅲ－６	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （大気・施設種類別－都道府県・政令市別）	……………	153
表Ⅲ－７	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 （施設種類別－都道府県・政令市別）	……………	163
表Ⅲ－８	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）	……………	177
表Ⅲ－９	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 （大気関係・水質関係－全国）	……………	191
表Ⅲ－10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 （大気関係・水質関係－都道府県・政令市別）	……………	192
表Ⅲ－11	設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況 （大気関係・水質関係－全国）	……………	194
表Ⅲ－12	設置者による測定結果の公表状況（大気関係・水質関係－全国）	……………	194
表Ⅳ－１	環境基準値を超過する土壌汚染の判明状況等（全国）	……………	195
表Ⅳ－２	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）	……………	195
表Ⅳ－３	報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）	……………	196
表Ⅳ－４	報告徴収及び立入検査等件数 （土壌関係／特定事業場種類別－都道府県・政令市別）	……………	197
表Ⅴ－１	都道府県・政令市における条例制定状況（全国）	……………	201

I. 特定施設の届出等の状況

1. 1 特定施設の届出等施設数（表 I - 1、2、図 1）

表 I - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 I - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をまとめた。

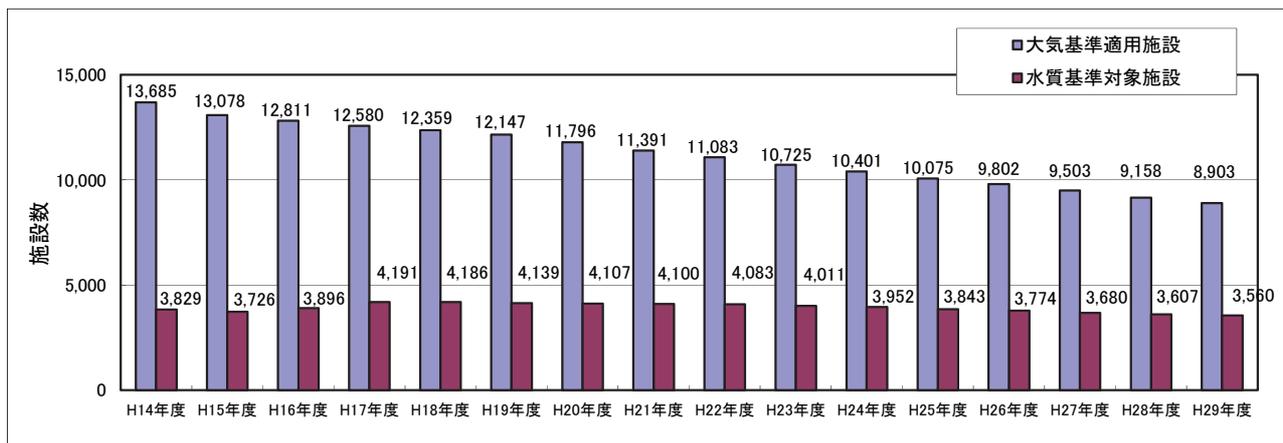
平成 30 年 3 月 31 日において、大気基準適用施設数は 8, 889、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて 3, 554 である。事業場数は、大気関係が 6, 329、水質関係が 1, 526 である。

また、法第 35 条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注 1)} を加えると、大気基準適用施設数 8, 903、水質基準対象施設数 3, 560 であり、事業場数は、大気関係 6, 335、水質関係 1, 529 である。

法施行後の特定施設数の推移を図 1 に示した。平成 14 年度以降、大気基準適用施設は減少傾向にあり、水質基準対象施設は平成 17 年度まで増加した後、同様に減少傾向となっている。平成 29 年度は大気基準適用施設、水質基準対象施設とも前年度から若干の減少となった。

注 1) 法第 35 条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。

図 1 特定施設数の推移



1. 2 特定施設の届出等の状況（表 I - 3 ~ 7、表 1、2、図 2、3）

(1) 大気基準適用施設

表 I - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 1）。

表 1 大気基準適用施設に係る届出等の状況

法に基づく施設	平成 28 年度末の施設数	9, 139
	平成 29 年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第 12 条第 1 項)]	149
	使用届出 [既設 (法第 13 条第 1 項)] 注 2)	10
	規制対象規模未満への変更届出 (法第 14 条第 1 項) 注 3) } [廃止等] 使用廃止届出 (法第 18 条)	409
	平成 29 年度末の施設数 (事業場数)	8, 889 (6, 329)
鉱山保安法等関係法令施設	平成 29 年度末の施設数 (事業場数) 注 4)	14 (11)
計	平成 29 年度末の施設数 (事業場数) 注 5)	8, 903 (6, 335)

注 2) 既設の未届施設で、平成 29 年度に新たに届出がなされたもの。

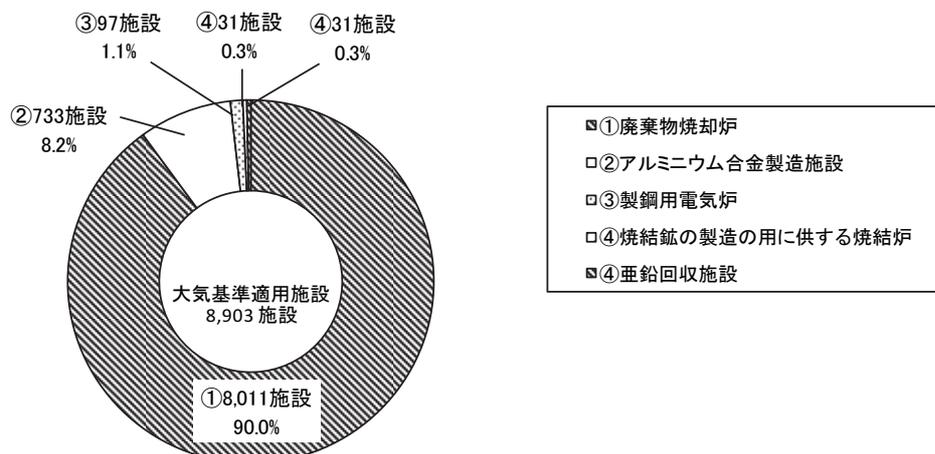
注 3) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注 4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 5) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分 (5 事業場) を除いた値である。

平成 29 年度末の施設数を施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く 8, 011 施設であり、全体の 90.0% を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設 733 施設、製鋼用電気炉 97 施設となっている (図 2)。

図 2 大気基準適用施設の種別別割合 (平成 29 年度末現在)



また、各施設の基準適用状況を表 I - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 3, 958 施設（法施行前設置 475 施設、法施行後設置 3, 483 施設）、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 4, 945 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 I - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた（表 2）。なお、法に基づく届出等の状況及び鉱山保安法等関係法令施設の状況を表 I - 6 に、瀬戸内海法に基づく届出等の状況を表 I - 7 にまとめた。

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法 及 び 瀬 戸 内 海 法 に 基 づ く 施 設	平成 28 年度末の施設数	3, 603
	平成 29 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注6)} [新設（法第 12 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 5 条第 1 項）]	60
	使用届出 ^{注7)} [既設（法第 13 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 7 条第 2 項）]	4
	規制対象規模未満への変更届出・ 変更許可 ^{注8)} (法第 14 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 8 条第 1 項) 使用廃止届出 (法第 18 条・瀬戸内海法第 9 条)	[廃止等] 113
	平成 29 年度末の施設数（事業場数）	3, 554 (1, 526)
鉱山保安 法等関係 法令施設	平成 29 年度末の施設数（事業場数） ^{注9)}	6 (5)
計	平成 29 年度末の施設数（事業場数） ^{注10)}	3, 560 (1, 529)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 29 年度に新たに届出がなされたものを含む。

注 8) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

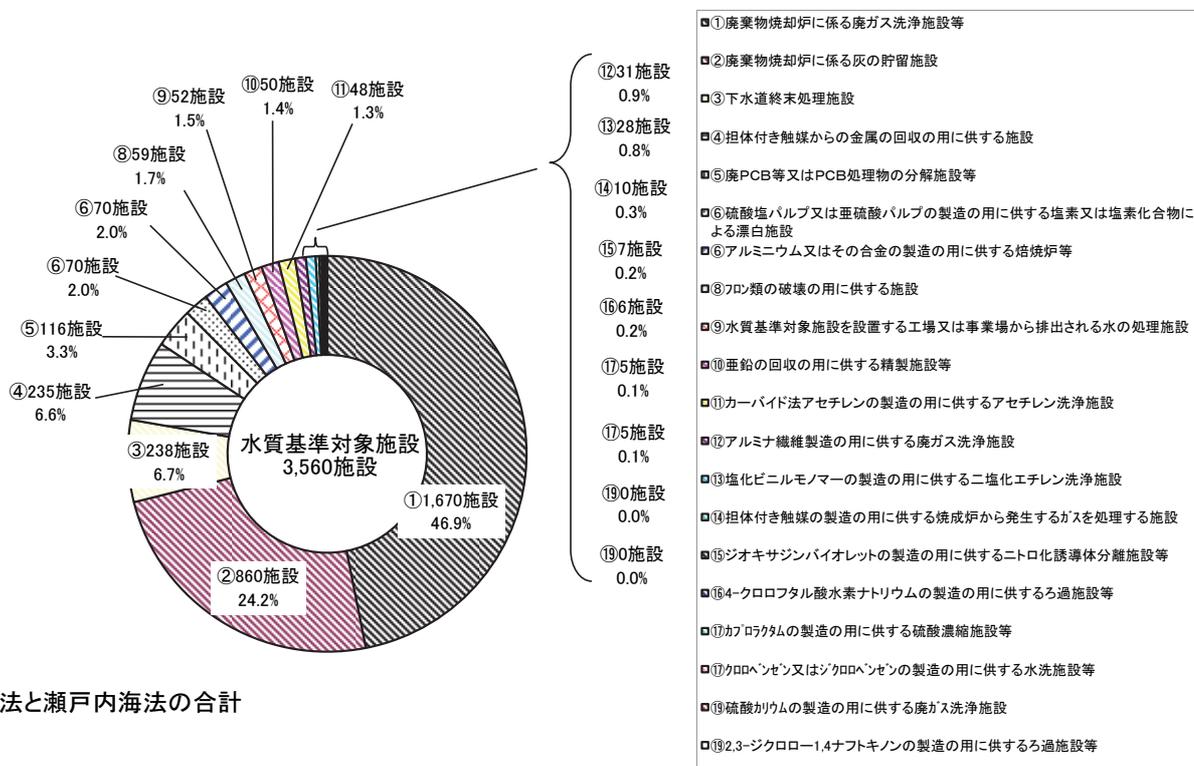
注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（2 事業場）を除いた値である。

平成 29 年度末の施設数を施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、

湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が1,670施設、灰の貯留施設が860施設であり、合わせて、全体の71.1%を占めている。ついで、下水道終末処理施設が238施設、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が235施設となっている(図3)。

図3 水質基準対象施設の種別割合^{注)} (平成29年度末現在)



1. 3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況 (表 I - 8 ~ 16)

表 I - 8 に大気基準適用施設、表 I - 9 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない (以下同じ)。

鉱山保安法等関係法令施設について、表 I - 10 に大気基準適用施設、表 I - 11 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 I - 12 に施設種別 (法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条第2項に基づく国の行政機関の長からの通知、法第35条第3項に基づく都道府県知事又は政令市の長 (以下「都道府県知事等」という) からの要請^{注11)} 及び法第36条第2項に基づく都道府県知事等による資料の送付等協力の要求又は意見具申の件数は表 I - 13 に全国の状況を、表 I - 15 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1. 2 に取りまとめた届出以外の届出 (以下「その他の届出」という) 等の状況については、表 I - 14 に全国の状況を、表 I - 16 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

注 11) 法第 35 条第 3 項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第 15 条、第 16 条又は法第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第 15 条又は第 16 条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

Ⅱ. 特定施設に係る規制事務実施状況

2. 1 規制事務の実施状況（表Ⅱ－1～5、表3）

表Ⅱ－1、2に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表Ⅱ－3に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた（表3）。なお、個別の排出基準超過事例の概要及び措置状況を表Ⅱ－4（大気基準適用施設）及び表Ⅱ－5（水質基準適用事業場）にまとめた。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係3,596件、水質関係911件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係、水質関係共になかった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係1,143件（口頭指導423件、文書指導720件）、水質関係68件（口頭指導21件、文書指導47件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項^{注12)}）及び設置者による測定（法第28条第1項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設35件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）0件であった。罰則適用事例はなかった。

注 12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく測定を含む。

表3 規制事務実施状況

	大気基準 適用施設	水質基準 適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	3, 596	911
命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0
指導件数 ^{注13)}	1, 143	68
口頭指導	423	21
排出基準超過施設への措置状況	38	0
設置者による測定結果未報告施設への措置状況	266	4
その他	119	17
文書指導	720	47
排出基準超過施設への措置状況	18	0
設置者による測定結果未報告施設への措置状況	488	26
その他	214	21
基準超過件数 ^{注14)}	35	0

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2. 2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表Ⅱ－6、7）

表Ⅱ－6に大気基準適用施設、表Ⅱ－7に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

Ⅲ. 設置者による測定結果報告状況

3. 1 設置者による測定結果の報告状況（表Ⅲ－1～4、表4）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表Ⅲ－1、2は大気基準適用施設、表Ⅲ－3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである^{注15)}。その概要は、次のとおり（表4）。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、6,413施設（報告対象施設数8,835）、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における排出ガスの測定結果は、76施設（報告対象施設263）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、521事業場（報告対象事業場数595）、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における排出水の測定結果は2事業場（報告対象事業場数15）から報告があった。

注15) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。また、この調査において、「報告期限到来」とは、下記の基準日から1カ年を一区切りの期間として、区切りの1カ年を経過したことを言う。

〔大気基準適用施設の基準日〕

- 既設施設：当該施設が特定施設となった日（＝法施行日：平成12年1月15日）
- 新設施設：設置届出書に記載された使用開始予定年月日

〔水質基準適用事業場の基準日〕

- 既設施設により特定事業場となった事業場：当該事業場が水質基準適用事業場となった日（特定施設毎の基準日は下記）
 - ・法施行令別表第二第1、6、12、15号、16号（PCB汚染物又はPCB処理物の分離施設を除く）、第18、19号に掲げる施設：法施行日：平成12年1月15日
 - ・法施行令別表第二第16号（PCB汚染物又はPCB処理物の分離施設に限る）に掲げる施設：改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令施行日：平成12年10月1日
 - ・法施行令別表第二第3、7、8号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成13年12月1日
 - ・法施行令別表第二第2、4、11、13号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成14年8月15日
 - ・法施行令別表第二第9、10号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成16年1月1日
 - ・法施行令別表第二第5、14、17号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成17年9月1日
- 新設施設により特定事業場となった事業場：設置届出書に記載された使用開始予定年月日

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	6, 413 (8, 835)	521 (595)

注16) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を含む報告件数は、大気基準適用施設6, 489件、水質基準適用事業場523件となる。

3. 2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表Ⅲ－5～8）

表Ⅲ－5、6に大気基準適用施設、表Ⅲ－7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表Ⅲ－9に全国の状況を、表Ⅲ－10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3. 4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－11）

表Ⅲ－11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

3. 5 設置者による測定結果の公表状況（表Ⅲ－12）

表Ⅲ－12に設置者による測定結果の公表状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

IV. 土壌汚染対策の状況

表IV－1に環境基準値を超過する土壌汚染の判明状況等を、表IV－2に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかった。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表IV－3に全国の状況を、表IV－4に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

V. 都道府県・政令市における条例制定状況

表V－1に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成30年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、16地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・三重県・大阪府・熊本県・札幌市・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

大気基準適用施設	平成30年3月31日現在		【参考】 平成29年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	15 (15)	31 (31)	31 (31)
製鋼用電気炉	63 (63)	97 (97)	102 (102)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)	12 (12)	31 (31)	33 (33)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	237 (237)	733 (733)	712 (712)
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	— (—)	1,109 (1,101)
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	— (—)	1,262 (1,262)
	2 t/h未満 ^{注3)}	— (—)	5,640 (5,634)
	小計	6,008 (6,002)	8,011 (7,997)
合計	6,335 (6,329)	8,903 (8,889)	9,155 (9,139)

注1) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉍山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 I - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成30年3月31日現在		【参考】 平成29年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	27 (27)	70 (70)	70 (70)
カーバート法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	35 (35)	48 (48)	53 (53)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	31 (31)	29 (29)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	5 (5)	10 (10)	10 (10)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	5 (5)	28 (28)	28 (28)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2 (2)	6 (6)	6 (6)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ジオキサジンパイロレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンパイロレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	31 (31)	70 (70)	64 (64)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	8 (8)	50 (50)	49 (49)

表 I - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設		平成30年3月31日現在		【参考】 平成29年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		7 (7)	235 (235)	236 (236)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	707 (705)	1,670 (1,666)	1,702 (1,698)
	灰の貯留施設	404 (404)	860 (860)	870 (870)
	小計	1,111 (1,109)	2,530 (2,526)	2,572 (2,568)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		21 (21)	116 (116)	124 (124)
フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		34 (34)	59 (59)	59 (59)
下水道終末処理施設		209 (209)	238 (238)	239 (239)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		26 (25)	52 (50)	53 (51)
合計		1,529 (1,526)	3,560 (3,554)	3,609 (3,603)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可（以下「法に基づく届出等」という。）を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別一全国）注1)

	平成29年3月31日現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	14条規模変更 注4) d	廃止等 注5) e	平成30年3月31日現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)	
								平成29年3月31日現在の設置基数	平成30年3月31日現在の設置基数
焼結鉄の製造の用に供する焼結炉	31	1	0	-	1	31	15	0	0
製鋼用電気炉	102	0	0	-	5	97	63	0	0
焙焼炉	11	0	0	-	2	9			
焼結炉	6	0	0	-	0	6			
溶鉱炉	2	0	0	-	0	2	12	0	0
溶解炉	4	0	0	-	0	4			
乾燥炉	10	0	0	-	0	10			
小計	33	0	0	-	2	31			
焙焼炉	28	0	0	-	0	28			
溶解炉	634	46	4	-	29	655	237	0	0
乾燥炉	50	1	0	-	1	50			
小計	712	47	4	-	30	733			
4t/h以上	1,101	25	3	-2	28	1,101		8(3)	8(3)
2t/h以上～4t/h未満	1,306	12	0	-3	55	1,262		0	0
2t/h未満	5,854	64	3	-1	288	5,634		8(4)	6(3)
200kg/h以上～2t/h未満	2,092	19	0	-1	107	2,005		7(3)	5(2)
100kg/h以上～200kg/h未満	2,665	30	1	0	120	2,576		1(1)	1(1)
50kg/h以上～100kg/h未満	770	12	2	0	43	741		0	0
50kg/h未満(0.5㎡以上)	327	3	0	0	18	312		0	0
小計	8,261	101	6	-6	371	7,997		16(7)	14(6)
合計	9,139	149	10	+6	409	8,889	6,329	16(7)	14(6)
									11(5)

注1) 法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4) 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。
注5) 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注7) 法に基づく届出がなされた施設と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1)}

大気基準適用施設		平成30年3月31日現在の設置基数 ^{注2)}			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 ^{注3)} a	別表第一	
				法施行前 設置 ^{注4)} b	法施行後 設置 ^{注5)} c
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		31 (31)	28 (28)	—	3 (3)
製鋼用電気炉		97 (97)	83 (83)	4 (4)	10 (10)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		31 (31)	15 (15)	—	16 (16)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		733 (733)	422 (422)	—	311 (311)
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	1,109 (1,101)	572 (564)	93 (93)	444 (444)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,262 (1,262)	794 (794)	120 (120)	348 (348)
	2 t/h未満 ^{注6)}	5,640 (5,634)	3,031 (3,029)	258 (257)	2,351 (2,348)
	小計	8,011 (7,997)	4,397 (4,387)	471 (470)	3,143 (3,140)
合計		8,903 (8,889)	4,945 (4,935)	475 (474)	3,483 (3,480)

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況 (届出内容別・総括一全国) 注1)

	平成29年 3月31日現在の 設置基数	新設 注2)	既設 注3)	法・瀬戸 内法間の 移行 注4)	廃止等 注5)	平成30年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)	
								平成29年 3月31日 現在の 設置基数	平成30年 3月31日 現在の 設置基数
硫酸塩ハチ (サフトハチ) 又は重硫酸ハチ (サフトハチ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	70	0	0	0	0	70	27	0	0
カーボン法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	53	0	0	0	5	48	35	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラス繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	29	2	0	5	0	31	5	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	10	0	0	0	0	10	5	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	28	0	0	0	0	28	5	0	0
ポリプロピレンの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0	0
ポリプロピレン又はシロキサン の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0	0
4-プロピルカドバ素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	6	2	0	0
2,3-ジブチル-1,4-ブタジエンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シリコネーション イレートの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコネーション イレート洗浄施設及び熱乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0
7M-シムはその他の合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	64	7	1	0	2	70	31	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	49	2	0	0	1	50	8	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	236	0	0	0	1	235	7	0	0
廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設 灰の貯留施設	1,698	9	0	1	41	1,666	705	4(1)	4(1)
	870	15	3	0	28	860	404	0	0
	2,568	24	3	1	69	2,526	1,109	4(1)	4(1)
小計	124	20	0	0	28	116	21	0	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	59	2	0	0	2	59	34	0	0
ガラス製の板膜の用に供する施設のうちアクリルアミド反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	239	3	0	-	4	238	209	0	0
下水道終末処理施設	51	0	0	0	1	50	25	2(1)	2(1)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	3,603	60	4	6	113	3,554	1,526	6(2)	5(2)
合計									

注1) 法に基づき届出及び瀬戸内海法に基づき許可等とを総括してとりまとめられた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。なお、法に基づき届出等の結果は表 I - 6、瀬戸内海法に基づき許可等のみの結果は表 I - 7 にそれぞれとりまとめた。

注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づき届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場及び当該事業場にある特定施設の数に計上した。

注7) 法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある特定施設の数 () に再掲した。

表 I - 6 水質基準対象施設の届出等の状況 (届出内容別・法一全国) 注1)

	平成29年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 法から の移行 注4) d1	瀬戸内 法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成30年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6) 23	鉱山保安法等関係法令施設 注7)		
									平成29年 3月31日 現在の 設置基数	平成30年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)
硫酸塩ハル (アブソルブ)又は亜硫酸ハル (アブソルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	58	0	0	0	0	0	58	0	0	0	
カーボト法でセレンの製造の用に供するセレン洗浄施設	50	0	0	0	0	5	45	32	0	0	
硫酸剤の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	29	2	0	0	5	0	26	4	0	0	
担体付き乾燥の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	10	0	0	0	0	0	10	5	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	
プロパゲルの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ジメチルアミン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0	0	
カハ、セレン又はジメチルアミンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0	0	
4-アミノ酸水素ナトリウムの製造の用に供する過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	0	6	2	0	0	
2,3-ジブチル-1,4-ジオキサンの製造の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ジメチルアミンの製造の用に供するニトロ誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルアミンイソレート洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミナ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	62	7	1	0	0	2	68	30	0	0	
船舶の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	38	1	0	0	0	1	38	7	0	0	
担体付き乾燥からの金属の回収の用に供する施設のうち過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	236	0	0	0	0	1	235	7	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1,547	9	0	1	0	37	1,520	652	4(1)	4(1)	
湿式集じん施設及び灰の貯留施設	851	15	3	0	0	28	841	395	0	0	
小計	2,398	24	3	1	0	65	2,361	1,047	4(1)	4(1)	
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	124	20	0	0	0	28	116	21	0	0	
700種の吸塵の用に供する施設のうちガラス反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	58	2	0	0	0	2	58	33	0	0	
下水道終末処理施設	239	3	0	0	0	4	238	209	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	38	0	0	0	0	0	38	18	2(1)	2(1)	
合計	3,371	59	4	1	5	108	3,322	1,442	6(2)	6(2)	

注1) 瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。
 注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある該事業場のある鉱山保安法等関係法令施設の数()に再掲した。

表 I - 7 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法一全域） 注1)

	平成29年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法から の移行 注4) d1	法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成30年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩ナトリウム(ナトリウム)又は亜硫酸ナトリウム(ナトリウム)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	12	0	0	0	0	0	12	4	0
カーボン法で繊維の製造の用に供するアセチレン洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラス繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	5	0	0	5	1	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニル樹脂の製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	13	0	0	0	0	0	13	3	0
ポリプロピレンの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロハヤン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロカルボン酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジブチロ-1,4-ジオキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジオキソラン、イソプロトの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキソラン、イソプロトの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アミノ酸又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	11	1	0	0	0	0	12	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	151	0	0	0	1	4	146	53	0
灰の貯留施設	19	0	0	0	0	0	19	9	0
小計	170	0	0	0	1	4	165	62	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アミノ酸の破環の用に供する施設のうちアミノ酸反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	13	0	0	0	0	1	12	7	0
合 計	232	1	0	5	1	5	232	84	0

注1) 法に基づく届出は含まない。
 注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
 注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 I - 8 (1 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場数 注1)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 注1)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道	1	1					1	2	2					2
青森県														
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	7				3	4
栃木県								2	2					2
群馬県									1					1
埼玉県								4	4					4
千葉県	1	3					3							
東京都								1	1					1
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	14					14
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								2	3					3
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県														
山口県								4	10					10
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (1 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 注1)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-e-f)	
札幌市								1	1					1	
仙台市								1	1					1	
さいたま市															
千葉市	2	2					2								
横浜市															
川崎市	1	1					1	2	4					4	
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市								1	1					1	
京都市															
大阪市								4	7					7	
堺市								2	5					5	
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市	2	3					3	3	5				1	4	
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市								1	1					1	
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市								1	1					1	
前橋市															
高崎市															
川越市															
越谷市															
船橋市								1	1					1	
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市								1	1					1	
金沢市															
長野市															
岐阜市								1	2					2	
豊橋市								1	1					1	
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市								1	1					1	
八尾市															
東大阪市															
姫路市								4	5					5	
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市	1	3					3	2	2					2	
倉敷市	1	4					4	2	4				1	3	
呉市	1	2					2								
福山市	1	4	1			1	4								
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市	1	2					2								
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	15	31	1	0	0	1	31	63	102	0	0	0	0	5	97

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 8 (2a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設												
	事業場数 注1)	熔焼炉						焼結炉					
		28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1	2				2							
茨城県	2	2				2							
栃木県													
群馬県	1	1				1							
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	1												
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県	1	2				2							
高知県													
福岡県	1												
佐賀県													
長崎県													
熊本県		1			1								
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (2 b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種別別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設												
	事業場数 注1)	熔焼炉						焼結炉					
		28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市	1							1				1	
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市	1	1					1	1				1	
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
東大阪市													
姫路市	3	1					1	4				4	
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市		1					1						
倉敷市													
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	12	11	0	0	0	2	9	6	0	0	0	6	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 8 (3a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別—都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉					溶解炉						
	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県							1					1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (3b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉					溶解炉						
	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1					1						
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	4

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 8 (4a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別—都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小計						
	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県							2					2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	2					2	3					3
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1				1	
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小計						
	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市							2					2
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市	7					7	12					12
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1				1	
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	10	0	0	0	0	10	33	0	0	0	2	31

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 8 (5a) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別—都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	6						14	1					15
青森県													
岩手県													
宮城県	1							1					1
秋田県													
山形県													
福島県	4	1					1	24					24
茨城県	6	3					3	24	3			2	25
栃木県	12	3					3	47	2			4	45
群馬県	4	1					1	8					8
埼玉県	9							34	2			2	34
千葉県	2							4					4
東京都													
神奈川県													
新潟県	3							12					12
富山県	12							32	2				34
石川県	1							1					1
福井県	2							10					10
山梨県	1							1					1
長野県	5							13					13
岐阜県	3	2					2	1					1
静岡県	16	5					5	50	15	3		4	64
愛知県	38	4					4	116	7			5	118
三重県	6	2					2	29	2			1	30
滋賀県	20							14	3				17
京都府	2							4					4
大阪府	1												
兵庫県	4	2						2	3				3
奈良県													
和歌山県													
鳥取県	1							2					2
島根県													
岡山県	1							2					2
広島県	1							3					3
山口県	1							1	2	1			4
徳島県													
香川県	2	1					1	1					1
愛媛県													
高知県													
福岡県	6							18					18
佐賀県	3							4					4
長崎県	1							1					1
熊本県	19							18					18
大分県	1	1					1	1					1
宮崎県								1					1
鹿児島県								2				2	
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (5b) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	熔焼炉						溶解炉					
		28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1						3	2				1	4
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市	3							12				2	10
浜松市	2							1	3				4
名古屋市	2							14					14
京都市	1							8					8
大阪市													
堺市	3							5					5
神戸市													
岡山市													
広島市	1							2					2
北九州市	2	1					1	2				1	1
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市								1				1	
郡山市													
いわき市	1							1					1
宇都宮市													
前橋市	2							3					3
高崎市													
川越市	1							1					1
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市	3							6					6
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2							5					5
岡崎市	1							2					2
豊田市	7							22	1			1	22
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
八尾市	2							8					8
東大阪市													
姫路市	1	2					2	14					14
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市	1							1					1
和歌山市													
倉敷市	2							8					8
呉市													
福山市													
下関市	2							12	1			3	10
高松市	1							1					1
松山市													
高知市													
久留米市	1							5					5
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市	1							1					1
那覇市													
合計	237	28	0	0	0	0	28	634	46	4	0	29	655

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 8 (6a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別—都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	1					1	15	1				16
青森県												
岩手県												
宮城県							1					1
秋田県												
山形県												
福島県	2					2	27					27
茨城県	3					3	30	3			2	31
栃木県	3					3	53	2			4	51
群馬県	2					2	11					11
埼玉県	4					4	38	2			2	38
千葉県							4					4
東京都												
神奈川県												
新潟県							12					12
富山県							32	2				34
石川県							1					1
福井県	1					1	11					11
山梨県	1					1	2					2
長野県	2					2	15					15
岐阜県							3					3
静岡県	4					4	59	15	3		4	73
愛知県	7					7	127	7			5	129
三重県	1	1			1	1	32	3			2	33
滋賀県	3					3	17	3				20
京都府							4					4
大阪府	1					1	1					1
兵庫県							5					5
奈良県												
和歌山県												
鳥取県							2					2
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県							1	2	1			4
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	2					2	20					20
佐賀県							4					4
長崎県							1					1
熊本県	1					1	19					19
大分県							2					2
宮崎県							1					1
鹿児島県							2				2	
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (6b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小 計					
	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 適変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4	2			1	5
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							12				2	10
浜松市							1	3				4
名古屋市							14					14
京都市	1					1	9					9
大阪市												
堺市	1					1	6					6
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	3					3
北九州市							3				1	2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市							1				1	
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
前橋市	1					1	4					4
高崎市												
川越市							1					1
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	2					2	24	1			1	24
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市	2					2	10					10
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							8					8
呉市												
福山市												
下関市							12	1			3	10
高松市							1					1
松山市												
高知市												
久留米市							5					5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市							1					1
那覇市												
合 計	50	1	0	0	1	50	712	47	4	0	30	733

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 8 (7a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉																
	事業場数 注1)	4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満								
		28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未済変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未済変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	162	17						17	25								25
青森県	86	2						2	17								17
岩手県	100	4						4	16								16
宮城県	98	8						8	25								25
秋田県	52	3						3	10						2		8
山形県	98	9					1	8	12						1		11
福島県	88	10	3					13	29								29
茨城県	256	31	2					33	58								58
栃木県	118	10						10	30	2					1		31
群馬県	69	13						13	24						2		22
埼玉県	152	41						41	74								74
千葉県	182	45						45	71			1	2		6		66
東京都	170	104	8				2	110	35	1							36
神奈川県	68	33	1					34	25								25
新潟県	153	8					1	7	50						5		45
富山県	47	6						6	10								10
石川県	60								14								14
福井県	68	4						4	13								13
山梨県	47	6					3	3	21						5		16
長野県	99	7						7	21	4					2		23
岐阜県	152	2						2	29								29
静岡県	195	27	3					30	43								43
愛知県	147	47						47	45								45
三重県	138	23						23	26	2					1		27
滋賀県	92	4						4	22						3		19
京都府	61	6						6	16								16
大阪府	64	30						30	34								34
兵庫県	165	13					2	11	26								26
奈良県	147	6						6	21						1		20
和歌山県	65								14						3		11
鳥取県	65	5						5	6								6
島根県	49	3						3	8								8
岡山県	81	4						4	13			2			1		10
広島県	92	5						5	18								18
山口県	93	12						12	17								17
徳島県	96	1						1	21						2		19
香川県	93	7					2	5	6								6
愛媛県	116	18					2	16	23						2		21
高知県	93								13						2		11
福岡県	156	12						12	27								27
佐賀県	68	6						6	10								10
長崎県	55	4						4	14						2		12
熊本県	105	2						2	25						4		21
大分県	36	2						2	10								10
宮崎県	57	7						7	7						1		6
鹿児島県	150								23						3		20
沖縄県	62	9						9	16								16

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉																
	事業場数 注1)	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満									
		28年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	29年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	28年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	29年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	11	9						9	4								4
仙台市	16	10						10	4						1		3
さいたま市	14	11						11									
千葉市	22	13					2	11	4								4
横浜市	50	25	1					26	4	1							5
川崎市	22	18						18	6								6
相模原市	11	7						7	1								1
新潟市	33	9						9	6								6
静岡市	32	6						6	4								4
浜松市	32	8						8	7								7
名古屋市	25	19	3				3	19	2								2
京都市	34	15						15	2								2
大阪市	25	20						20	6								6
堺市	22	13						13	2								2
神戸市	18	14					3	11	3								3
岡山市	30	8						8	1								1
広島市	28	9						9	4								4
北九州市	23	15						15	4								4
福岡市	11	9	1					10	4								4
熊本市	16	4						4									
函館市	7	3						3	1								1
旭川市	8	2						2	2								2
青森市	19	5		1	1			5									
八戸市	14	8						8	2								2
盛岡市	16	3					1	2	3								3
秋田市	11	3						3	3								3
郡山市	11	4						4	2								2
いわき市	18	13						13	6								6
宇都宮市	14	6						6	3								3
前橋市	21	3	2				1	4	4						1		3
高崎市	18	3						3	2								2
川越市	7	2						2	3								3
越谷市	6	4						4									
船橋市	11	11	3					14									
柏市	9	5						5	3								3
八王子市	15	5						5	3								3
横須賀市	7	7						7	3								3
富山市	28	3						3									
金沢市	19	5						5	4								4
長野市	12	6						6	2								2
岐阜市	18	5						5	6								6
豊橋市	10	3						3	6								6
岡崎市	12	7						7									
豊田市	9	3						3	3								3
大津市	10								5								5
豊中市	2	4						4	1								1
高槻市	5	5	1					6	2								2
枚方市	6	4						4	2								2
八尾市	5	2						2									
東大阪市	6	10					3	7	4								4
姫路市	24	12						12	11								11
尼崎市	11	7						7	3								3
明石市	2	4						4	2								2
西宮市	4	5		1	1			5	1								1
奈良市	21	4						4									
和歌山市	26	6						6	4								4
倉敷市	22	10					2	8	9						3		6
呉市	10	4						4									
福山市	36	4						4	6						1		5
下関市	12	2						2	1								1
高松市	12	5						5									
松山市	22	6						6	3								3
高知市	19	3						3	1								1
久留米市	11	3						3	2								2
長崎市	11	4						4									
佐世保市	13	4						4	1	2							3
大分市	15	9						9	2								2
宮崎市	12	3						3	1								1
鹿児島市	24	4						4	3								3
那覇市																	
合 計	6002	1101	25	3	2	2	0	28	1101	1306	12	0	3	2	0	55	1262

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 8 (8 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉																
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満									
	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
北海道	94						5	89	72	3						3	72
青森県	26						1	25	47	2						3	46
岩手県	19							19	66	1						4	63
宮城県	25	2					1	26	45	4						3	46
秋田県	41	1					1	41	18								18
山形県	20							20	59	1						1	59
福島県	45						2	43	15							1	14
茨城県	61						3	58	161							5	156
栃木県	27							27	60	1							61
群馬県	31							31	23							1	22
埼玉県	63						6	57	17							1	16
千葉県	57			1			4	52	88						10	78	
東京都	36	1						37	39							2	37
神奈川県	16						3	13	29							2	27
新潟県	51	2					3	50	57		1					6	52
富山県	18						2	16	25							4	21
石川県	23							23	34							1	33
福井県	25						1	24	32								32
山梨県	23						6	17	20								20
長野県	57						7	50	42							2	40
岐阜県	57	2					4	55	65	1						3	63
静岡県	58	1					1	58	76							2	74
愛知県	65						4	61	35							1	34
三重県	50						4	46	69	2						3	68
滋賀県	31	2						33	28							4	24
京都府	30							30	30								30
大阪府	24							24	13								13
兵庫県	50						2	48	97							2	95
奈良県	41						2	39	95							4	91
和歌山県	26	2					3	25	31	1						1	31
鳥取県	29							29	34	1						2	33
島根県	22						1	21	22	1						1	22
岡山県	24	1			2			27	59								59
広島県	36						1	35	36							1	35
山口県	42							42	42						1	1	40
徳島県	41						1	40	58	1						4	55
香川県	23						2	21	55	1						1	55
愛媛県	46						9	37	60	1						6	55
高知県	25						4	21	61							1	60
福岡県	39						2	37	74	2						2	74
佐賀県	28						5	23	30								30
長崎県	40	3					1	42	20								20
熊本県	36	1					2	35	34								34
大分県	14							14	15							2	13
宮崎県	15							15	27	1							28
鹿児島県	46						1	45	71	1						2	70
沖縄県	31							31	24	1						1	24

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (8b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	28年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未済変更(e)	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	28年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未済変更(e)	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	3							3	3							3
仙台市	3							3	7							7
さいたま市	5						1	4	2							2
千葉市	5							5	12						2	10
横浜市	3							3	13						1	12
川崎市	13							13	1							1
相模原市	8							8	2							2
新潟市	13						1	12	14							14
静岡市	7							7	17						2	15
浜松市	17						1	16	16						1	15
名古屋市	2							2	11						1	10
京都市	4							4	14							14
大阪市	10						1	9	3							3
堺市	4							4	9						1	8
神戸市	2							2	10	1					1	10
岡山市	24						1	23	11						3	8
広島市	16							16	9						1	8
北九州市	13						1	12	8	1					1	8
福岡市	3							3	4						1	3
熊本市	6							6	8						1	7
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	1							1	11							11
八戸市	4							4	6						1	5
盛岡市	5							5	9							9
秋田市	5							5	3							3
郡山市	1							1	6						2	4
いわき市	5							5	1							1
宇都宮市	5							5	5						1	4
前橋市	5							5	12							12
高崎市	5							5	5							5
川越市	2							2	1							1
越谷市									1							1
船橋市	1							1	2							2
柏市	2							2	2							2
八王子市	3							3	6							6
横須賀市	1							1	2							2
富山市	9							9	14							14
金沢市	5							5	8							8
長野市	7							7	5						1	4
岐阜市	4							4	6							6
豊橋市	3							3	3							3
岡崎市	4							4	4							4
豊田市	3							3	1							1
大津市	3							3	4							4
豊中市																
高槻市	2							2	3							3
枚方市	3							3	2							2
八尾市	2							2	1							1
東大阪市									2							2
姫路市	4							4	9	1					1	9
尼崎市	4							4	2							2
明石市									1							1
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	13							13
和歌山市	11							11	10						1	9
倉敷市	17	1						18	5						1	4
呉市	6						1	5	6							6
福山市	8						2	6	27							27
下関市	5							5	4	1						5
高松市	4						1	3	9							9
松山市	11						2	9	11							11
高知市	2							2	14							14
久留米市	3							3	5						1	4
長崎市	1							1	4							4
佐世保市	6							6	3							3
大分市	10						1	9	6							6
宮崎市	1							1	9							9
鹿児島市	12							12	10							10
那覇市									1						1	
合計	2092	19	0	1	2	0	107	2005	2665	30	1	0	0	1	119	2576

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 8 (9a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉																
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)									
	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
北海道	17							17	8							1	7
青森県	5							5	7								7
岩手県	6							6	3								3
宮城県	8	1						9	4								4
秋田県	1							1	5								5
山形県	6							6	6								6
福島県	15							15	8	1							9
茨城県	24						3	21	9						1		8
栃木県	18							18	5								5
群馬県	13						4	9	2								2
埼玉県	47						1	46	9								9
千葉県	20	1					2	19	12	1							13
東京都	47							47	14								14
神奈川県	11						1	10	3						2		1
新潟県	21						1	20	19	1					1		19
富山県	8						1	7	3								3
石川県	6							6									
福井県	7						1	6	5								5
山梨県	6	1					1	6	5								5
長野県	6							6	4								4
岐阜県	35						6	29	6						1		5
静岡県	22						1	21	15								15
愛知県	24						1	23	7								7
三重県	17						2	15	8								8
滋賀県	7							7	5								5
京都府	6						1	5									
大阪府	5		1				1	5	4								4
兵庫県	23							23	4								4
奈良県	12		1					13	3								3
和歌山県	6	1						7	5								5
鳥取県	4							4	1								1
島根県	2							2	7						2		5
岡山県	3							3	4						1		3
広島県	17	4					2	19	7								7
山口県	11							11	9						1		8
徳島県	8							8	2								2
香川県	11							11	4								4
愛媛県	21						2	19	11						1		10
高知県	7						1	6	2								2
福岡県	27							27	9						1		8
佐賀県	5							5	5								5
長崎県	4	1						5	1						1		
熊本県	5							5	8								8
大分県	8							8	2								2
宮崎県	1							1									
鹿児島県	10	1					2	9	6								6
沖縄県	8							8	5								5

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (9b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)								
	28年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未済変更(e)	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	28年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未済変更(e)	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市									2							2
仙台市	1							1								
さいたま市	4							4	2							2
千葉市	5							5	1							1
横浜市	23						1	22	5							5
川崎市	3							3	2							2
相模原市	1	1						2								
新潟市	6						1	5	2							2
静岡市	7							7	3							3
浜松市	1						1	1	1							1
名古屋市	4							4	3						1	2
京都市	12						1	11	3							3
大阪市	4							4								
堺市	4							4								
神戸市	1							1	1							1
岡山市	2							2	2					1		1
広島市	1							1	1							1
北九州市																
福岡市																
熊本市									1							1
函館市																
旭川市									1							1
青森市	4							4	1							1
八戸市	4							4	2							2
盛岡市	1							1	1							1
秋田市									1						1	
郡山市	3							3								
いわき市	2							2								
宇都宮市	1							1								
前橋市	3							3	1							1
高崎市	5							5	2							2
川越市	2						1	1								
越谷市	2							2	2							2
船橋市	3							3								
柏市	2							2								
八王子市	3						1	2	3							3
横須賀市																
富山市	4							4	1							1
金沢市	4							4								
長野市																
岐阜市	4							4	1							1
豊橋市																
岡崎市	5							5								
豊田市	2						1	1								
大津市																
豊中市	1							1								
高槻市																
枚方市	1							1								
八尾市									1							1
東大阪市	2							2								
姫路市	4	1						5								
尼崎市	2							2								
明石市	1							1								
西宮市									1							1
奈良市	3							3	2							2
和歌山市	2							2	3							3
倉敷市	2							2								
呉市	1							1								
福山市	1							1								
下関市									1							1
高松市	1						1									
松山市	1							1								
高知市	2							2								
久留米市	3							3								
長崎市	4							4								
佐世保市	1						1		2						1	1
大分市									1						1	
宮崎市	1							1								
鹿児島市	3							3								
那覇市																
合計	770	12	2	0	0	0	43	741	327	3	0	0	0	0	18	312

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 8 (1 0 a) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業場数 (注1)	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	29年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
	28年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)										
北海道	233	3					9	227	171	251	4					9	246
青森県	104	2					4	102	86	104	2					4	102
岩手県	114	1					4	111	100	114	1					4	111
宮城県	115	7					4	118	100	118	7					4	121
秋田県	78	1					3	76	52	78	1					3	76
山形県	112	1					3	110	98	112	1					3	110
福島県	122	1	3				3	123	93	151	1	3				3	152
茨城県	344	2					12	334	268	385	5					17	373
栃木県	150	3					1	152	132	205	5					5	205
群馬県	106						7	99	74	120						7	113
埼玉県	251						8	243	165	293	2					10	285
千葉県	293	2		2	2		22	273	185	300	2		2	2		22	280
東京都	275	10					4	281	171	276	10					4	282
神奈川県	117	1					8	110	69	118	1					8	111
新潟県	206	3	1				17	193	158	221	3	1				17	208
富山県	70						7	63	60	103	2					7	98
石川県	77						1	76	61	78						1	77
福井県	86						2	84	70	97						2	95
山梨県	81	1					15	67	48	83	1					15	69
長野県	137	4					11	130	104	152	4					11	145
岐阜県	194	3					14	183	155	197	3					14	186
静岡県	241	4					4	241	211	300	19	3				8	314
愛知県	223						6	217	192	368	7					11	364
三重県	193	4					10	187	144	225	7					12	220
滋賀県	97	2					7	92	112	114	5					7	112
京都府	88						1	87	63	92						1	91
大阪府	110		1				1	110	67	114		1				1	114
兵庫県	213						6	207	171	220						6	214
奈良県	178		1				7	172	147	178		1				7	172
和歌山県	82	4					7	79	65	82	4					7	79
鳥取県	79	1					2	78	66	81	1					2	80
島根県	64	1					4	61	51	68	1					4	65
岡山県	107	1		2	2		2	106	82	110	1		2	2		2	109
広島県	119	4					4	119	93	122	4					4	122
山口県	133					1	2	130	98	144	2	1			1	2	144
徳島県	131	1					7	125	96	131	1					7	125
香川県	106	1					5	102	95	108	1					5	104
愛媛県	179	1					22	158	117	182	1					22	161
高知県	108						8	100	93	108						8	100
福岡県	188	2					5	185	163	211	2					5	208
佐賀県	84						5	79	72	89						5	84
長崎県	83	4					4	83	56	84	4					4	84
熊本県	110	1					6	105	125	131	1					7	125
大分県	51						2	49	37	53						2	51
宮崎県	57	1					1	57	57	58	1					1	58
鹿児島県	156	2					8	150	150	158	2					10	150
沖縄県	93	1					1	93	63	94	1					1	94

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (1 0 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉							事業場数 (注1)	合 計								
	小 計								2 8 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 9 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	
	2 8 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)										
札幌市	21						21	12	22							22	
仙台市	25					1	24	17	26						1	25	
さいたま市	24					1	23	14	24						1	23	
千葉市	40					4	36	24	42						4	38	
横浜市	73	2				2	73	51	77	4					3	78	
川崎市	43						43	25	48							48	
相模原市	19	1					20	11	19	1						20	
新潟市	50					2	48	33	50						2	48	
静岡市	44					2	42	35	56						4	52	
浜松市	50					3	47	34	51	3					3	51	
名古屋市	41	3				5	39	28	56	3					5	54	
京都市	50					1	49	35	59						1	58	
大阪市	43					1	42	29	50						1	49	
堺市	32					1	31	27	43						1	42	
神戸市	31	1				4	28	18	31	1					4	28	
岡山市	48					5	43	30	48						5	43	
広島市	40					1	39	29	43						1	42	
北九州市	40	1				2	39	30	51	1					4	48	
福岡市	20	1				1	20	11	20	1					1	20	
熊本市	19					1	18	16	19						1	18	
函館市	10						10	7	10							10	
旭川市	10						10	8	10							10	
青森市	22			1	1		22	19	22			1	1			22	
八戸市	26					1	25	16	29						1	28	
盛岡市	22					1	21	16	22						1	21	
秋田市	15					1	14	11	16						2	14	
郡山市	16					2	14	11	16						2	14	
いわき市	27						27	20	32							32	
宇都宮市	20					1	19	15	21						1	20	
前橋市	28	2				2	28	23	32	2					2	32	
高崎市	22						22	18	22							22	
川越市	10					1	9	8	11						1	10	
越谷市	9						9	6	9							9	
船橋市	17	3					20	12	18	3						21	
柏市	14						14	9	14							14	
八王子市	23					1	22	15	23						1	22	
横須賀市	13						13	7	13							13	
富山市	31						31	32	40							40	
金沢市	26						26	19	26							26	
長野市	20					1	19	12	20						1	19	
岐阜市	26						26	19	28							28	
豊橋市	15						15	13	21							21	
岡崎市	20						20	13	22							22	
豊田市	12					1	11	16	36	1					2	35	
大津市	12						12	10	12							12	
豊中市	6						6	2	6							6	
高槻市	12	1					13	5	12	1						13	
枚方市	12						12	7	13							13	
八尾市	6						6	7	16							16	
東大阪市	18					3	15	6	18						3	15	
姫路市	40	2				1	41	32	73	2					1	74	
尼崎市	18						18	11	18							18	
明石市	8						8	2	8							8	
西宮市	8			1	1		8	4	8			1	1			8	
奈良市	26						26	22	27							27	
和歌山市	36					1	35	29	42						2	40	
倉敷市	43	1				6	38	27	59	1					7	53	
呉市	17					1	16	11	19						1	18	
福山市	46					3	43	37	50	1					4	47	
下関市	13	1					14	14	25	2					3	24	
高松市	19					2	17	13	20						2	18	
松山市	32					2	30	22	32						2	30	
高知市	22						22	19	22							22	
久留米市	16					1	15	12	21						1	20	
長崎市	13						13	11	13							13	
佐世保市	17	2				2	17	13	17	2					2	17	
大分市	28					2	26	16	30						2	28	
宮崎市	15						15	12	15							15	
鹿児島市	32						32	25	33							33	
那覇市	1					1			1						1		
合 計	8261	101	6	6	6	1	370	7997	6329	9139	149	10	6	6	1	408	8889

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (1a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーバ이트法/セレンの製造の用に供するセレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-f)
北海道	6	18						18	2	2						2
青森県																
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1						1	
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	9					3	6
富山県	1	3						3	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県		1						1								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	1						1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県									1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県									1	1						1
山口県	1	2						2								
徳島県	1	2						2								
香川県									1	1						1
愛媛県	2	8						8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県																
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1								
沖縄県									1	1						1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (1b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(キルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーペット・フェルトの製造の用に供するフェルト洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	3						3	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
八戸市	1	7						7	1	1						1
盛岡市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市										1					1	
倉敷市																
呉市	1	2						2	1	1						1
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	27	70	0	0	0	0	0	70	35	53	0	0	0	0	5	48

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
 注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (2 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県								1	3							3
東京都																
神奈川県																
新潟県									14	2						16
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県								1	4							4
岐阜県								1	1							1
静岡県								1	2							2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県								1	5				5			5
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (2b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種別・総括-政令市別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	29年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	29年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	29	2	0	0	5	0	31

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (3a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	29年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県	1	2					2	1	9							9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2					2									
東京都																
神奈川県	1	3					3									
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県								1	6							6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県								1	4							4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県								2	9							9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (3b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種別・総括-政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1		2					2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1		1					1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	5	10	0	0	0	0	0	10	5	28	0	0	0	0	0	28

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
 注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (4a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—都道府県別)

	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	5					5									
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (4b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 ソクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	5						5
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	1	5	0	0	0	0	0	5	1	5	0	0	0	0	0	5

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
 注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (5a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—都道府県別)

	4-クロロフェノール酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設						2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設									
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注4)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	29年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注4)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	29年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	3					3									
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3					3									
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (5b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	4-クロロフェノール酸水素トリカムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	29年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	29年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	2	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
 注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (6a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—都道府県別)

	ジチザン [®] イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチザン [®] イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2							2
茨城県								2	4							4
栃木県								1	3							3
群馬県																
埼玉県								1	1							1
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県								4	5							5
石川県																
福井県								1	4							4
山梨県																
長野県																
岐阜県								2	1	3						4
静岡県								5	14		1					15
愛知県								2	3							3
三重県								1	2							2
滋賀県								3	4	3					1	6
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7					7		1							1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (6b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	ジチザン [®] イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチザン [®] イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注4)} (b)	既設 ^{注5)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注6)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注6)} (d2)	廃止 ^{注6)} (f)	29年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注4)} (b)	既設 ^{注5)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注6)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注6)} (d2)	廃止 ^{注6)} (f)	29年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市								1		3						3
浜松市								1			1					1
名古屋市								1		7						7
京都市								1		6						6
大阪市																
堺市								1		1						1
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市										1						1
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市								1		1						1
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市								1		1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	1	7	0	0	0	0	0	7	31	64	7	1	0	0	2	70

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
 注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4					4									
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県								5	60							60
千葉県																
東京都																
神奈川県									1							1
新潟県																
富山県	1	1					1									
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県								2	175						1	174
愛知県	1	1					1									
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1					1									
高知県																
福岡県	1	9	1				1	9								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (7b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市	1	11					11									
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6					6									
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
東大阪市																
姫路市	1	16	1				17									
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	8	49	2	0	0	0	1	50	7	236	0	0	0	0	1	235

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (8 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	規模未 満変更 ^(e) <small>注6)</small>	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	規模未 満変更 ^(e) <small>注6)</small>	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)
北海道	16	47					1	46	9	12	2							14
青森県	10	25						25	1	10								10
岩手県	4	4						4	2	8								8
宮城県	1	4						4										
秋田県	2	2	1					3	5	7								7
山形県	6	6						6	10	11							1	10
福島県	6	21						21	24	37							2	35
茨城県	23	48					2	46	9	14								14
栃木県	2	2						2	7	8	1							9
群馬県	1	2						2	8	8								8
埼玉県	43	107					2	105	18	39							3	36
千葉県	32	81						81	11	32							1	31
東京都	29	121	5				4	122	16	79	4						2	81
神奈川県	8	42	1				2	41	7	22								22
新潟県	13	20					1	19	12	18							3	15
富山県	4	19						19	3	5								5
石川県	4	5						5	5	7								7
福井県	7	18					1	17	5	7								7
山梨県	1	5					1	4	3	4							1	3
長野県	19	48					3	45	3	27							1	26
岐阜県	21	31	1				2	30	2	3								3
静岡県	32	48					1	47	3	11	1							12
愛知県	23	44					2	42	17	20								20
三重県	10	19					1	18	7	8	1							9
滋賀県	3	11						11	3	2	1							3
京都府	5	9						9	9	17		1						18
大阪府	20	54					2	52	3	21							2	19
兵庫県	14	31					1	30	18	24							1	23
奈良県	13	24					2	22	8	8								8
和歌山県	3	3		1				3	10	14		1					3	12
鳥取県	4	11						11	9	11								11
島根県	12	20						20	2	6								6
岡山県	5	7						7	11	17	1						1	17
広島県	10	14					1	13	3	4								4
山口県	15	32						32	2	2								2
徳島県	13	25						25	5	6								6
香川県	10	15						15	6	11							2	9
愛媛県	8	21						21	4	6							1	5
高知県	5	6						6										
福岡県	18	28						28	6	17								17
佐賀県	7	8						8	2	3							1	2
長崎県	2	6					1	5	4	4								4
熊本県	5	6						6	2	3								3
大分県																		
宮崎県	1	1						1	1	1								1
鹿児島県																		
沖縄県	15	25					2	23	5	5								5

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (8b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	規模未満変更 ^(e) ^{注6)}	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	規模未満変更 ^(e) ^{注6)}	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市	1	14						14	3	7								7
仙台市	4	9						9	3	3								3
さいたま市	3	7						7	4	5								5
千葉市	4	18						18	1	11							1	10
横浜市	4	17						17	4	20								20
川崎市	13	37						37	3	4								4
相模原市	8	19						19		7								7
新潟市	6	7						7	1	1								1
静岡市	4	7					1	6	2	2								2
浜松市	3	9						9										
名古屋市	5	24						24	2	4	1							5
京都市	5	13					1	12		6								6
大阪市	10	30					1	29		10						1		9
堺市	2	2						2	6	8								8
神戸市	2	4						4	4	8								8
岡山市	7	7						7	2	3								3
広島市	14	26						26	1	7								7
北九州市	5	23						23	7	58								58
福岡市	4	16						16	1	5								5
熊本市		2						2	2	2								2
函館市																		
旭川市																		
青森市	1	1						1	2	1		1						2
八戸市	6	13						13		3								3
盛岡市	1	2						2	1	1								1
秋田市	3	9						9	1	1								1
郡山市									2	2								2
いわき市	8	26						26										
宇都宮市	5	12						12		3								3
前橋市	1	3						3	2	7								7
高崎市	1	3						3	2	2								2
川越市	2	4						4	2	4								4
越谷市		4						4	1	1								1
船橋市									2	2	1							3
柏市																		
八王子市	1	5						5	2	7								7
横須賀市	3	13						13	1	6								6
富山市	3	7						7	1	1								1
金沢市	2	2						2	1	1								1
長野市	2	10						10	2	2								2
岐阜市	5	8						8										
豊橋市		3						3	2	3								3
岡崎市	1	2						2		2								2
豊田市	1	3						3	4	6								6
大津市	2	4						4	1	1								1
豊中市	1	5						5										
高槻市	2	12	1					13		2	1							3
枚方市	3	4						4		7								7
八尾市	3	4						4		1								1
東大阪市		10						10	2	2								2
姫路市	6	21						21	1	14								14
尼崎市	6	18						18	3	4								4
明石市		1						1	1	1								1
西宮市									2	2								2
奈良市	1	2						2	1	2								2
和歌山市	3	4						4	2	3								3
倉敷市	9	28					5	23	2	4						1		3
呉市																		
福山市	4	8					1	7	2	3								3
下関市																		
高松市	2	2						2	1	2								2
松山市	2	4						4										
高知市										1	2							2
久留米市									2	2								2
長崎市	2	3						3	2	2								2
佐世保市	1	3						3	3	4	1							5
大分市	3	16						16		2								2
宮崎市		2						2	1	1								1
鹿児島市									3	4								4
那覇市																		
合計	705	1698	9	0	1	0	0	41	1666	404	870	15	3	0	0	0	28	860

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (9a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小計															
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	規模未済変更 ^{注6)} (e)	廃止 ^{注6)} (f)	29年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注6)} (f)
北海道	25	59	2				1	60	1	5	2					7
青森県	11	35						35								
岩手県	6	12						12								
宮城県	1	4						4								
秋田県	7	9	1					10								
山形県	16	17					1	16		10					10	
福島県	30	58					2	56								
茨城県	32	62					2	60								
栃木県	9	10	1					11	1	1						1
群馬県	9	10						10	1	2						2
埼玉県	61	146					5	141								
千葉県	43	113					1	112								
東京都	45	200	9				6	203	1	3						3
神奈川県	15	64	1				2	63								
新潟県	25	38					4	34								
富山県	7	24						24			1				1	
石川県	9	12						12								
福井県	12	25					1	24								
山梨県	4	9					2	7								
長野県	22	75					4	71								
岐阜県	23	34	1				2	33	1		1					1
静岡県	35	59	1				1	59								
愛知県	40	64					2	62	2	6					2	4
三重県	17	27	1				1	27								
滋賀県	6	13	1					14	1	2	2				2	2
京都府	14	26		1				27		2	1				3	
大阪府	23	75					4	71	2		2					2
兵庫県	32	55					2	53								
奈良県	21	32					2	30	1	2	2				2	2
和歌山県	13	17		1	1		3	15								
鳥取県	13	22						22								
島根県	14	26						26								
岡山県	16	24	1				1	24								
広島県	13	18					1	17		1					1	
山口県	17	34						34								
徳島県	18	31						31								
香川県	16	26					2	24								
愛媛県	12	27					1	26	1		2					2
高知県	5	6						6								
福岡県	24	45						45								
佐賀県	9	11					1	10								
長崎県	6	10					1	9								
熊本県	7	9						9								
大分県																
宮崎県	2	2						2								
鹿児島県																
沖縄県	20	30					2	28			2				2	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (9b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	規模未済変更 ^(e) <small>注6)</small>	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市	4	21						21									
仙台市	7	12						12									
さいたま市	7	12						12									
千葉市	5	29					1	28									
横浜市	8	37						37									
川崎市	16	41						41	1	28						28	
相模原市	8	26						26									
新潟市	7	8						8									
静岡市	6	9					1	8			2				2		
浜松市	3	9						9									
名古屋市	7	28	1					29	1	1						1	
京都市	5	19					1	18									
大阪市	10	40					2	38	3	3	2					5	
堺市	8	10						10									
神戸市	6	12						12									
岡山市	9	10						10									
広島市	15	33						33									
北九州市	12	81						81	1	14						14	
福岡市	5	21						21									
熊本市	2	4						4									
函館市																	
旭川市																	
青森市	3	2		1				3									
八戸市	6	16						16									
盛岡市	2	3						3									
秋田市	4	10						10									
郡山市	2	2						2									
いわき市	8	26						26									
宇都宮市	5	15						15									
前橋市	3	10						10									
高崎市	3	5						5									
川越市	4	8						8									
越谷市	1	5						5									
船橋市	2	2	1					3									
柏市																	
八王子市	3	12						12									
横須賀市	4	19						19		1					1		
富山市	4	8						8	1	1						1	
金沢市	3	3						3									
長野市	4	12						12									
岐阜市	5	8						8									
豊橋市	2	6						6									
岡崎市	1	4						4									
豊田市	5	9						9	1	40						40	
大津市	3	5						5									
豊中市	1	5						5									
高槻市	2	14	2					16	1		1					1	
枚方市	3	11						11									
八尾市	3	5						5									
東大阪市	2	12						12									
姫路市	7	35						35									
尼崎市	9	22						22		2					2		
明石市	1	2						2									
西宮市	2	2						2									
奈良市	2	4						4									
和歌山市	5	7						7									
倉敷市	11	32					6	26									
呉市																	
福山市	6	11					1	10									
下関市																	
高松市	3	4						4									
松山市	2	4						4									
高知市	1	2						2									
久留米市	2	2						2									
長崎市	4	5						5									
佐世保市	4	7	1					8									
大分市	3	18						18									
宮崎市	1	3						3									
鹿児島市	3	4						4									
那覇市																	
合 計	1109	2568	24	3	1	0	0	69	2526	21	124	20	0	0	0	28	116

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
 注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (1 0 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

	フッ素類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県								1			1			1
山形県														
福島県														
茨城県	3	5						5	4	4				4
栃木県	1	2						2	3	3				3
群馬県	1	3						1	1	1				1
埼玉県	3	6						6	10	10				10
千葉県	2	1	2					3	5	4	1			5
東京都									18	18				18
神奈川県	1	2						2	11	12			1	11
新潟県														
富山県	1	1						1	2	3				3
石川県														
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県		1						1	3	4			1	3
岐阜県	2	3						3	2	2				2
静岡県	1	2						2	2	2				2
愛知県	3	3						3	8	8				8
三重県									2	2				2
滋賀県									2	2				2
京都府									3	2	1			3
大阪府	1	3						3	8	8				8
兵庫県									3	3				3
奈良県									1	1				1
和歌山県														
鳥取県									4	4				4
島根県									1	1				1
岡山県									2	2				2
広島県	1	2						2						
山口県									2	3				3
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2						
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	1	2						2						

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。
注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (10b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								下水道終末処理施設					
	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								4	4					4
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								5	19					19
川崎市								2	3					3
相模原市	1	2					2							
新潟市	1	1					1		1				1	
静岡市	1	2					2	3	4					4
浜松市								2	2					2
名古屋市								5	7				1	6
京都市								3	3					3
大阪市								4	4					4
堺市	1	1					1	2	2					2
神戸市								4	4					4
岡山市														
広島市								4	5					5
北九州市								3	4					4
福岡市								3	3					3
熊本市								2	2					2
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
前橋市								1	3					3
高崎市								1	1					1
川越市														
越谷市														
船橋市														
柏市														
八王子市								2	2					2
横須賀市								1	1					1
富山市	1	1					1	2	2					2
金沢市	1	1					1	3	4					4
長野市								3	3					3
岐阜市								3	3					3
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市								1	1					1
豊中市								1	1					1
高槻市								1	4					4
枚方市								1	1					1
八尾市														
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2					2	2	2					2
尼崎市								2	2					2
明石市								2	2					2
西宮市								3	3					3
奈良市														
和歌山市								2	2					2
倉敷市								1	1					1
呉市														
福山市								1	1					1
下関市	1	1					1							
高松市								2	2					2
松山市														
高知市	1	2					2	1	1					1
久留米市														
長崎市								1	1					1
佐世保市								1	1					1
大分市														
宮崎市								2	2					2
鹿児島市	1	4					4	1	1					1
那覇市														
合計	34	59	2	0	0	0	2	59	209	239	3	0	4	238

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (1 1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	28年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	29年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道								39	89	4						1	92
青森県								12	36								36
岩手県		1						1	8	15							15
宮城県		2						2	6	15							15
秋田県		1						1	8	10	2						12
山形県								16	27							11	16
福島県		1						1	34	68						2	66
茨城県									44	87						2	85
栃木県	1								17	20	1						21
群馬県									13	17						2	15
埼玉県		1						1	80	225						6	219
千葉県	2	3						3	55	127	3					1	129
東京都									64	221	9					6	224
神奈川県									29	83	1					3	81
新潟県	4	9						9	30	70	2					7	65
富山県									17	38	1					1	38
石川県									9	12							12
福井県									14	30						1	29
山梨県									5	10						2	8
長野県		2						2	26	86						5	81
岐阜県									32	42	5					2	45
静岡県		1						1	47	259	1	1				2	259
愛知県	1	1						1	62	96						4	92
三重県	1	1						1	23	39	1					1	39
滋賀県									12	21	6					3	24
京都府									18	31	2	1				3	31
大阪府									34	86	2					4	84
兵庫県									37	63						2	61
奈良県									23	35	2					4	33
和歌山県									13	17		1	1			3	15
鳥取県									18	30							30
島根県		1						1	16	29							29
岡山県									19	27	1					1	27
広島県	1	1						1	16	23						2	21
山口県	1	1						1	23	49							49
徳島県									19	33							33
香川県		1						1	19	36				5		2	34
愛媛県	2	5						5	19	49	2					1	50
高知県									5	6							6
福岡県	2	2						2	28	57	1					1	57
佐賀県									10	13						1	12
長崎県									6	10						1	9
熊本県									8	10							10
大分県																	
宮崎県	1	1						1	5	6							6
鹿児島県									1	1							1
沖縄県	1	1						1	23	34	2					4	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (1 1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	28年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	規模未満変更 ^(e)	廃止 ^(f)	29年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市								8	25							25	
仙台市								9	14							14	
さいたま市								7	12							12	
千葉市	1	1					1	9	35						1	34	
横浜市								14	59							59	
川崎市	1	1					1	20	73							73	
相模原市	1	1					1	10	29							29	
新潟市		1					1	11	17						1	16	
静岡市								12	22	2					3	21	
浜松市								8	16	1						17	
名古屋市								15	44	1					1	44	
京都市								9	28						1	27	
大阪市								17	47	2					2	47	
堺市								14	16							16	
神戸市								10	16							16	
岡山市								9	10							10	
広島市								20	39							39	
北九州市		1					1	18	102							102	
福岡市								8	24							24	
熊本市								4	6							6	
函館市								1	1							1	
旭川市								2	4							4	
青森市								3	2		1					3	
八戸市								9	35							35	
盛岡市								2	3							3	
秋田市								7	14						1	13	
郡山市								3	3							3	
いわき市		1					1	11	39							39	
宇都宮市	1	1					1	6	16							16	
前橋市								4	13							13	
高崎市								4	6							6	
川越市								4	8							8	
越谷市								1	5							5	
船橋市								2	2	1						3	
柏市																	
八王子市								5	14							14	
横須賀市								5	21						1	20	
富山市	1	1					1	9	13							13	
金沢市								7	8							8	
長野市								7	15							15	
岐阜市								8	11							11	
豊橋市								3	7							7	
岡崎市								1	4							4	
豊田市								7	50							50	
大津市								4	6							6	
豊中市								2	6							6	
高槻市								4	18	3						21	
枚方市								4	12							12	
八尾市								3	5							5	
東大阪市								4	14							14	
姫路市	1	1					1	13	57	1						58	
尼崎市								11	26						2	24	
明石市								3	4							4	
西宮市		2					2	5	7							7	
奈良市								2	4							4	
和歌山市								7	10						1	9	
倉敷市		1					1	12	34						7	27	
呉市								2	3							3	
福山市								7	12						1	11	
下関市								2	2							2	
高松市								5	6							6	
松山市								2	4							4	
高知市								3	5							5	
久留米市								2	2							2	
長崎市								5	6							6	
佐世保市								5	8	1						9	
大分市	2	3					3	6	22							22	
宮崎市								3	5							5	
鹿児島市								5	9							9	
那覇市																	
合 計	25	51	0	0	0	0	1	50	1526	3603	60	4	1	5	0	113	3554

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (1 a) 鉾山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉		
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉾山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 1 0 (1 b) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別-政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉			
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
 () 内に再掲した。
 注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (2 a) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設													小計	
	焙焼炉		焼結炉		溶鋁炉		溶解炉		乾燥炉						
	29年度末 事業場数	29年度末 施設数	28年度末 施設数												
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 1 0 (2 b) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設												小計	
	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉					
	29年度末 事業場数	29年度末 施設数	28年度末 施設数											
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
越谷市														
船橋市														
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
枚方市														
八尾市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
呉市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (3 a) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設									
	焙焼炉		溶解炉				乾燥炉		小計	
	29年度末 事業場数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 1 0 (3 b) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設								小計	
	焙焼炉		溶解炉		乾燥炉					
	29年度末 事業場数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
八戸市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
越谷市										
船橋市										
柏市										
八王子市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
高槻市										
枚方市										
八尾市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
明石市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
呉市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
佐世保市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
那覇市										
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (4 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉													
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	29年度末 事業場数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県	1					1	1(1)							
茨城県							1							
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)											
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都	1(1)					1(1)	1(1)							
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県	1(1)						1	1(1)	1(1)					
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府	1(1)	1(1)	1(1)											
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県	1					1	1							
香川県														
愛媛県	2	3	3			1	1							
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県	1(1)					1(1)	1(1)							

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 1 0 (4 b) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		
	29年度末 事業場数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 施設数	28年度末 施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市	2	2	2										
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	11(5)	8(3)	8(3)	0	0	5(2)	7(3)	1(1)	1(1)	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (5 a) 鋳山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末		28年度末
			事業場数	施設数	施設数
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1	1(1)	1	1	1(1)
茨城県		1			1
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県	1(1)	2(1)	1(1)	1(1)	2(1)
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋳山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 1 0 (5 b) 鋳山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	29年度末 施設数	28年度末 施設数	29年度末 事業場数	28年度末 施設数	28年度末 施設数
	札幌市				
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市					
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
函館市					
旭川市					
青森市					
八戸市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
越谷市					
船橋市					
柏市					
八王子市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
豊中市					
高槻市					
枚方市					
八尾市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
明石市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	2	2	2	2	2
呉市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
佐世保市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
那覇市					
合 計	14(6)	16(7)	11(5)	14(6)	16(7)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋳山保安法等関係法令施設の数を
 () 内に再掲した。
 注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 1 (1 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	硫酸塩 ⁶ SO_4^{2-} (クラフト ⁶ SO_4^{2-}) 又は亜硫酸 ⁶ SO_3^{2-} (セルファイト ⁶ SO_3^{2-}) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			カーボイド法 ⁷ アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設			アミシ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 1 1 (1 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別-政令市別)

	硫酸塩 ^{ナトリウム} (クラフト ^{ナトリウム})又は亜硫酸 ^{ナトリウム} (セルファイト ^{ナトリウム})の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			カーボイド法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する ^{魔ガス} 洗浄施設			^{アセチレン} 繊維の製造の用に供する ^{魔ガス} 洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ^{魔ガス} を処理する施設のうち ^{魔ガス} 洗浄施設		
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数()内に再掲した。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 1 (2 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			ジクロロベンゼン又はジブロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフタル酸水素トリカムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 1 1 (2 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別-政令市別)

	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフェノール酸素トリカムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数()内に再掲した。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 1 (3 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	ジオキシンパ イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシンパ イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			7kニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 1 1 (3 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—政令市別)

	ジオキシンバ イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体洗浄施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシンバ イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			7kニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数()内に再掲した。
 注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 1 (4 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分 解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び分 離施設			フロン類の破壊の用に供する 施設のうちプラズマ反応施 設、廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県	1	1	1				1	1	1						
茨城県															
栃木県	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)						
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	1	2	2				1	2	2						
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 1 1 (4 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設のうち「プラズマ」反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	3(1)	4(1)	4(1)	0	0	0	3(1)	4(1)	4(1)	0	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。
 注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 1 (5 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	下水道終末 処理施設			水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県				1	1	1	1	1	1
山形県									
福島県							1	1	1
茨城県									
栃木県				1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県							1	2	2
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 1 1 (5 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別 - 政令市別)

	下水道終末 処理施設			水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末	29年度末		28年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	0	0	0	2(1)	2(1)	2(1)	5(2)	6(2)	6(2)

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を () 内に再掲した。

注 2) 合計欄は、表 a (都道府県別) と表 b (政令市別) を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (1 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設							
	29年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注1)	別表第一(c)	29年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1)	別表第一法施行前設置(b)注2)	別表第一法施行後設置(c)注3)	焙焼炉			焼結炉			
								29年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注1)	別表第一(c)	29年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注1)	別表第一(c)	
北海道	1		1	2	2									
青森県														
岩手県														
宮城県				2	2									
秋田県														
山形県														
福島県								2	2					
茨城県	2		2	4	4			2	2					
栃木県				2	2									
群馬県				1	1			1			1			
埼玉県				4	3	1								
千葉県	3		3											
東京都				1		1								
神奈川県				1	1									
新潟県				3	3									
富山県				1	1									
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	3		3	14	10		4							
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府				3	2		1							
兵庫県	1		1	1	1									
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県				4	4									
岡山県														
広島県														
山口県				10	9		1							
徳島県														
香川県														
愛媛県								2	2					
高知県														
福岡県														
佐賀県				1	1									
長崎県														
熊本県				1	1									
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県				1	1									

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (1 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種別・法一政令市別)

	焼結鉄の製造の用に 供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設								
	29年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	29年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		焙焼炉			焼結炉					
						法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	29年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	29年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)			
札幌市				1		1										
仙台市				1						1						
さいたま市																
千葉市	2		1	1												
横浜市																
川崎市	1		1	4	4											
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋				1	1											
京都市																
大阪市				7	7											
堺市				5	5											
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市	3		3	4	2					2						
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市				1	1								1			1
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市										1	1			1	1	
宇都宮市				1	1											
前橋市																
高崎市																
川越市																
越谷市																
船橋市				1	1											
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市				1	1											
金沢市																
長野市																
岐阜市				2	2											
豊橋市				1						1						
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市				1	1											
八尾市																
東大阪市																
姫路市				5	5					1	1			4		4
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市	3		2	1	2	2										
倉敷市	4		4		3	3										
呉市	2		2													
福山市	4		3	1												
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市	2		2													
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	31		28	3	97	83	4	10	9	8	1		6	1		5

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表 I - 1 2 (2 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設									小 計		
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉					
	2 9 年 度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	2 9 年 度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	2 9 年 度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	2 9 年 度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県									2		2	
茨城県									2		2	
栃木県												
群馬県				1		1			2		2	
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県				1		1			1		1	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1	3		3	
高知県												
福岡県	1		1				2	1	1	3	2	1
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (2 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	2 9 年 度 末 施 設 数 (a+c)	附 則 別 表 第 二 (a) 注 1)	別 表 第 一 (c)	2 9 年 度 末 施 設 数 (a+c)	附 則 別 表 第 二 (a) 注 1)	別 表 第 一 (c)	2 9 年 度 末 施 設 数 (a+c)	附 則 別 表 第 二 (a) 注 1)	別 表 第 一 (c)	2 9 年 度 末 施 設 数 (a+c)	附 則 別 表 第 二 (a) 注 1)	別 表 第 一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1		1						2			2
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2				4		4	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市							7	7	12	1	11	
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	2	1	1	4	3	1	10	2	8	31	15	16

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (3 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	29年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)									
北海道				15	1	14	1		1	16	1	15
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県												
福島県	1	1		24	19	5	2	2		27	22	5
茨城県	3		3	25	21	4	3		3	31	21	10
栃木県	3	3		45	30	15	3	2	1	51	35	16
群馬県	1	1		8	4	4	2		2	11	5	6
埼玉県				34	13	21	4	2	2	38	15	23
千葉県				4	1	3				4	1	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				12	4	8				12	4	8
富山県				34	28	6				34	28	6
石川県				1	1					1	1	
福井県				10	5	5	1		1	11	5	6
山梨県				1	1		1	1		2	2	
長野県				13	5	8	2		2	15	5	10
岐阜県	2	2		1		1				3	2	1
静岡県	5	4	1	64	34	30	4	3	1	73	41	32
愛知県	4	1	3	118	56	62	7	2	5	129	59	70
三重県	2	2		30	19	11	1		1	33	21	12
滋賀県				17	7	10	3	1	2	20	8	12
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府							1	1		1	1	
兵庫県	2		2	3	3					5	3	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県				2		2				2		2
島根県												
岡山県				2	2		1		1	3	2	1
広島県				3	3					3	3	
山口県				4	2	2				4	2	2
徳島県												
香川県	1		1	1	1					2	1	1
愛媛県												
高知県												
福岡県				18	9	9	2	1	1	20	10	10
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				18	18		1	1		19	19	
大分県	1		1	1		1				2		2
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (3 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	2 9 年 度 末 施 設 数 (a+c)	附 則 別 表 第 二 (a) 注 1)	別 表 第 一 (c)	2 9 年 度 末 施 設 数 (a+c)	附 則 別 表 第 二 (a) 注 1)	別 表 第 一 (c)	2 9 年 度 末 施 設 数 (a+c)	附 則 別 表 第 二 (a) 注 1)	別 表 第 一 (c)	2 9 年 度 末 施 設 数 (a+c)	附 則 別 表 第 二 (a) 注 1)	別 表 第 一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				4	1	3	1	1		5	2	3
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				10	8	2				10	8	2
浜松市				4		4				4		4
名古屋市				14	13	1				14	13	1
京都市				8	6	2	1	1		9	7	2
大阪市												
堺市				5	5		1	1		6	6	
神戸市												
岡山市												
広島市				2	1	1	1	1		3	2	1
北九州市	1		1	1	1					2	1	1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市												
前橋市				3	2	1	1		1	4	2	2
高崎市												
川越市				1	1					1	1	
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				22	6	16	2		2	24	6	18
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市				8	8		2	1	1	10	9	1
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
倉敷市				8	8					8	8	
呉市												
福山市												
下関市				10	10					10	10	
高松市				1	1					1	1	
松山市												
高知市												
久留米市				5		5				5		5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
那覇市												
合 計	28	16	12	655	385	270	50	21	29	733	422	311

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表 I - 1 2 (4 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	29年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一	
		法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	
北海道	17	7		10	25	11	8	6	89	55	7	27
青森県	2			2	17	9	5	3	25	18	3	4
岩手県	4		2	2	16	6	3	7	19	11	5	3
宮城県	8	1		7	25	23		2	26	18		8
秋田県	3	1		2	8	6		2	41	18	3	20
山形県	8	3	2	3	11	3	1	7	20	6	4	10
福島県	13	3		10	29	21		8	43	27	1	15
茨城県	33	22		11	58	40	5	13	58	41	3	14
栃木県	10	8		2	31	12	2	17	27	20		7
群馬県	13	12		1	22	22			31	23	1	7
埼玉県	41	27		14	74	68		6	57	44		13
千葉県	45	29	1	15	66	43	4	19	52	33	4	15
東京都	110	54	8	48	36	13	1	22	37	27	4	6
神奈川県	34	13	8	13	25	19	5	1	13	5	5	3
新潟県	7	5		2	45	35		10	50	29	3	18
富山県	6	1		5	10	4		6	16	8		8
石川県					14	10		4	23	20		3
福井県	4	4			13	12		1	24	15	3	6
山梨県	3			3	16	9		7	17	11	1	5
長野県	7	6	1		23	15		8	50	35	2	13
岐阜県	2	2			29	12	4	13	55	31	7	17
静岡県	30	9	10	11	43	19	13	11	58	36	12	10
愛知県	47	25	4	18	45	37	1	7	61	46	3	12
三重県	23	8	2	13	27	16	4	7	46	22	15	9
滋賀県	4		1	3	19	10	3	6	33	10	9	14
京都府	6	2		4	16	9	4	3	30	21	2	7
大阪府	30	18		12	34	24	2	8	24	19		5
兵庫県	11	6		5	26	21	2	3	48	28	4	16
奈良県	6	4		2	20	12		8	39	33		6
和歌山県					11	5	2	4	25	15	2	8
鳥取県	5	5			6	1	3	2	29	24		5
島根県	3			3	8	1	1	6	21	12	4	5
岡山県	4	4			10	6		4	27	18	2	7
広島県	5	3		2	18	14		4	35	26	4	5
山口県	12	7		5	17	9	1	7	42	27	4	11
徳島県	1			1	19	14		5	40	25	5	10
香川県	5	4		1	6	4		2	21	16	1	4
愛媛県	16	6	1	9	21	8	5	8	37	27	4	6
高知県					11	5		6	21	17		4
福岡県	12	4		8	27	19	2	6	37	27	2	8
佐賀県	6			6	10	8		2	23	12	3	8
長崎県	4	3	1		12	2	10		42	9	11	22
熊本県	2	2			21	13	3	5	35	21	4	10
大分県	2			2	10	8		2	14	13		1
宮崎県	7	1	1	5	6	6			15	10	1	4
鹿児島県					20	12	2	6	45	26	2	17
沖縄県	9	2		7	16	13		3	31	6	3	22

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (4 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)
札幌市	9	4	3	2	4	3	1		3	2	1	
仙台市	10	6		4	3	2		1	3	1		2
さいたま市	11	11							4	4		
千葉市	11	5	2	4	4	3		1	5	3		2
横浜市	26	15	4	7	5	3	1	1	3	2		1
川崎市	18	9		9	6	3	3		13	10		3
相模原市	7	4		3	1	1			8	8		
新潟市	9	5		4	6	3		3	12	7	1	4
静岡市	6		4	2	4		1	3	7		6	1
浜松市	8	4		4	7	5	1	1	16	13		3
名古屋市	19	9		10	2	2			2			2
京都市	15	4	3	8	2	2			4		2	2
大阪市	20	10	3	7	6	5		1	9	6	2	1
堺市	13	7		6	2			2	4	1		3
神戸市	11	6		5	3	2		1	2			
岡山市	8	4	3	1	1	1			23	20	1	2
広島市	9	4		5	4	2		2	16	7	1	8
北九州市	15	11		4	4	3		1	12	3		9
福岡市	10	6		4	4	3		1	3	3		
熊本市	4	2		2					6	5		1
函館市	3	1		2	1			1	3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	5	1	2	2					1	1		
八戸市	8	5	1	2	2			2	4	2		2
盛岡市	2	2			3	2		1	5	4		1
秋田市	3		2	1	3		1	2	5	4		1
郡山市	4	4			2	1		1	1	1		
いわき市	13	7	3	3	6	2	3	1	5	4		1
宇都宮市	6	2	3	1	3	3			5	2	1	2
前橋市	4	3		1	3	2		1	5	3		2
高崎市	3	3			2	1		1	5	3	2	
川越市	2			2	3	2	1		2	1		1
越谷市	4	4										
船橋市	14	8		6					1			1
柏市	5		3	2	3		3		2	1	1	
八王子市	5		5		3		3		3		3	
横須賀市	7	4		3	3	3			1	1		
富山市	3		1	2					9	7		2
金沢市	5	3		2	4	2		2	5	3		2
長野市	6	3		3	2	1		1	7	6		1
岐阜市	5	5			6	5	1		4	4		
豊橋市	3	1	2		6	2		4	3	1	1	1
岡崎市	7	5		2					4	4		
豊田市	3			3	3	1		2	3	2		1
大津市					5	4		1	3	2		1
豊中市	4			4	1		1					
高槻市	6	5		1	2	1	1		2	2		
枚方市	4	2		2	2			2	3		1	2
八尾市	2	2							2	2		
東大阪市	7	3		4	4	2		2				
姫路市	12	4		8	11	5		6	4	2		2
尼崎市	7	3	1	3	3	1		2	4	3		1
明石市	4	4			2	2						
西宮市	5	5			1	1			1	1		
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	6	6			4	3		1	11	9		2
倉敷市	8	5		3	6	4		2	18	14	2	2
呉市	4			4					5	3		2
福山市	4			4	5	5			6	6		
下関市	2	2			1	1			5	5		
高松市	5	2		3					3	3		
松山市	6	3		3	3	2	1		9	3		6
高知市	3		3		1	1			2	1		1
久留米市	3	3			2			2	3	2		1
長崎市	4	2		2					1	1		
佐世保市	4	2	2		3			3	6	4		2
大分市	9	5	1	3	2	1		1	9	7		2
宮崎市	3			3	1	1			1	1		1
鹿児島市	4	2		2	3		2	1	12	5		7
那覇市												
合 計	1101	564	93	444	1262	794	120	348	2005	1274	178	553

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表 I - 1 2 (5 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	29年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一	
		法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	
北海道	72	25	4	43	17	12	1	4	7	2	1	4
青森県	46	13	1	32	5	3		2	7	3	2	2
岩手県	63	22	2	39	6	3		3	3	1		2
宮城県	46	5		41	9	4		5	4	4		
秋田県	18	8		10	1	1			5	5		
山形県	59	15		44	6	5		1	6	3		3
福島県	14	9		5	15	9		6	9	8		1
茨城県	156	54	4	98	21	11		10	8	2	1	5
栃木県	61	25	2	34	18	6	1	11	5	3		2
群馬県	22	9		13	9	1		8	2			2
埼玉県	16	12		4	46	16		30	9	5		4
千葉県	78	24		54	19	9		10	13	5		8
東京都	37	22		15	47	23		24	14	8		6
神奈川県	27	6	12	9	10	3	2	5	1			1
新潟県	52	15	2	35	20	9	1	10	19	13	2	4
富山県	21	9		12	7	6		1	3	1		2
石川県	33	14		19	6	6						
福井県	32	17		15	6	6			5	1		4
山梨県	20	6		14	6	5		1	5	3		2
長野県	40	23		17	6	3		3	4	2		2
岐阜県	63	53	2	8	29	25		4	5	3	2	
静岡県	74	36	6	32	21	11	1	9	15	8		7
愛知県	34	16	2	16	23	9	1	13	7	4		3
三重県	68	36		32	15	9		6	8	4		4
滋賀県	24	11	4	9	7	5	1	1	5	3	1	1
京都府	30	12		18	5	4		1				
大阪府	13	8		5	5	5			4	2		2
兵庫県	95	57		38	23	14		9	4	4		
奈良県	91	36		55	13	5		8	3	2		1
和歌山県	31	12		19	7	5		2	5	3		2
鳥取県	33	15		18	4	4			1	1		
島根県	22	8		14	2	1		1	5	3		2
岡山県	59	16		43	3	2		1	3	2		1
広島県	35	19		16	19	10		9	7	5		2
山口県	40	23		17	11	10		1	8	5		3
徳島県	55	22		33	8	8			2	1		1
香川県	55	18		37	11	8		3	4	3		1
愛媛県	55	14	4	37	19	11	1	7	10	4		6
高知県	60	28		32	6	3		3	2	2		
福岡県	74	38		36	27	26		1	8	7		1
佐賀県	30	17		13	5	3		2	5	2		3
長崎県	20	9	9	2	5	3	1	1				
熊本県	34	9		25	5	4		1	8	6		2
大分県	13	5	1	7	8	7		1	2	2		
宮崎県	28	8		20	1	1						
鹿児島県	70	28		42	9	3		6	6	5		1
沖縄県	24	4		20	8	1		7	5	1		4

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (5 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)				
	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)
札幌市	3	1		2					2	2		
仙台市	7	5		2	1		1					
さいたま市	2	2			4	4			2	2		
千葉市	10	4		6	5	3		2	1			1
横浜市	12	10		2	22	20		2	5	5		
川崎市	1	1			3			3	2	2		
相模原市	2	2			2	1		1				
新潟市	14	6		8	5	4		1	2	2		
静岡市	15	10		5	7	3		4	3	2		1
浜松市	15	11		4					1	1		
名古屋市	10	6		4	4	3		1	2			2
京都市	14	11		3	11	10		1	3	3		
大阪市	3	1		2	4	3		1				
堺市	8	4		4	4	4						
神戸市	10	5		5	1			1	1	1		
岡山市	8	3		5	2	2			1			1
広島市	8	6		2	1	1			1			1
北九州市	8	5		3								
福岡市	3			3								
熊本市	7	4		3				1	1			
函館市	3	1		2								
旭川市	4	2		2					1			1
青森市	11			11	4			4	1			1
八戸市	5	2		3	4	2		2	2	1		1
盛岡市	9	6		3	1	1		1	1			1
秋田市	3	1	1	1								
郡山市	4	3		1	3	2		1				
いわき市	1	1			2			2				
宇都宮市	4			4	1	1						
前橋市	12	3		9	3	2		1	1			1
高崎市	5	1		4	5	1		4	2			2
川越市	1	1			1			1				
越谷市	1			1	2			2	2	1		1
船橋市	2	1		1	3	2		1				
柏市	2			2	2	2						
八王子市	6	3		3	2	2			3	1		2
横須賀市	2			2								
富山市	14	5		9	4	1		3	1	1		
金沢市	8	5		3	4	2		2				
長野市	4	1		3								
岐阜市	6	3		3	4	4			1	1		
豊橋市	3	1		2								
岡崎市	4	4			5	4		1				
豊田市	1	1			1			1				
大津市	4	2		2								
豊中市					1		1					
高槻市	3	1	1	1								
枚方市	2	1		1	1	1						
八尾市	1	1							1	1		
東大阪市	2	2			2	2						
姫路市	9	7		2	5	3		2				
尼崎市	2	2			2	2						
明石市	1	1			1	1						
西宮市									1	1		
奈良市	13	8		5	3	2		1	2	1		1
和歌山市	9	8		1	2			2	3	2		1
倉敷市	4	4			2	1		1				
呉市	6	4		2	1			1				
福山市	27	19		8	1	1						
下関市	5	5							1	1		
高松市	9	5		4								
松山市	11	7		4	1	1						
高知市	14	4		10	2	1		1				
久留米市	4	1		3	3	3						
長崎市	4	1		3	4	4						
佐世保市	3	2		1					1	1		
大分市	6			6								
宮崎市	9	4		5	1			1				
鹿児島市	10	5		5	3	2		1				
那覇市												
合 計	2576	1127	57	1392	741	444	13	284	312	184	9	119

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表 I - 1 2 (6 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一	
		法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	
北海道	227	112	21	94	246	116	21	109
青森県	102	46	11	45	102	46	11	45
岩手県	111	43	12	56	111	43	12	56
宮城県	118	55		63	121	58		63
秋田県	76	39	3	34	76	39	3	34
山形県	110	35	7	68	110	35	7	68
福島県	123	77	1	45	152	101	1	50
茨城県	334	170	13	151	373	199	13	161
栃木県	152	74	5	73	205	111	5	89
群馬県	99	67	1	31	113	73	1	39
埼玉県	243	172		71	285	190	1	94
千葉県	273	143	9	121	280	147	9	124
東京都	281	147	13	121	282	147	14	121
神奈川県	110	46	32	32	111	47	32	32
新潟県	193	106	8	79	208	113	8	87
富山県	63	29		34	98	58		40
石川県	76	50		26	77	51		26
福井県	84	55	3	26	95	60	3	32
山梨県	67	34	1	32	69	36	1	32
長野県	130	84	3	43	145	89	3	53
岐阜県	183	126	15	42	186	128	15	43
静岡県	241	119	42	80	314	160	42	112
愛知県	217	137	11	69	364	210	11	143
三重県	187	95	21	71	220	116	21	83
滋賀県	92	39	19	34	112	47	19	46
京都府	87	48	6	33	91	50	6	35
大阪府	110	76	2	32	114	79	2	33
兵庫県	207	130	6	71	214	135	6	73
奈良県	172	92		80	172	92		80
和歌山県	79	40	4	35	79	40	4	35
鳥取県	78	50	3	25	80	50	3	27
島根県	61	25	5	31	65	29	5	31
岡山県	106	48	2	56	109	50	2	57
広島県	119	77	4	38	122	80	4	38
山口県	130	81	5	44	144	92	5	47
徳島県	125	70	5	50	125	70	5	50
香川県	102	53	1	48	104	54	1	49
愛媛県	158	70	15	73	161	73	15	73
高知県	100	55		45	100	55		45
福岡県	185	121	4	60	208	133	4	71
佐賀県	79	42	3	34	84	45	3	36
長崎県	83	26	32	25	84	27	32	25
熊本県	105	55	7	43	125	75	7	43
大分県	49	35	1	13	51	35	1	15
宮崎県	57	26	2	29	58	27	2	29
鹿児島県	150	74	4	72	150	74	4	72
沖縄県	93	27	3	63	94	27	4	63

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (6 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・法-政令市別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	2 9 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	2 9 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)
札幌市	21	12	5	4	22	12	6	4
仙台市	24	14		10	25	14		11
さいたま市	23	23			23	23		
千葉市	36	18	2	16	38	19	2	17
横浜市	73	55	5	13	78	57	5	16
川崎市	43	25	3	15	48	30	3	15
相模原市	20	16		4	20	16		4
新潟市	48	27	1	20	48	27	1	20
静岡市	42	15	11	16	52	23	11	18
浜松市	47	34	1	12	51	34	1	16
名古屋市	39	20		19	54	34		20
京都市	49	30	5	14	58	37	5	16
大阪市	42	25	5	12	49	32	5	12
堺市	31	16		15	42	27		15
神戸市	28	16		12	28	16		12
岡山市	43	30	4	9	43	30	4	9
広島市	39	20	1	18	42	22	1	19
北九州市	39	22		17	48	28		20
福岡市	20	12		8	20	12		8
熊本市	18	12		6	18	12		6
函館市	10	5		5	10	5		5
旭川市	10	5		5	10	5		5
青森市	22	2	2	18	22	2	2	18
八戸市	25	12	1	12	28	13	1	14
盛岡市	21	15		6	21	15		6
秋田市	14	5	4	5	14	5	4	5
郡山市	14	11		3	14	11		3
いわき市	27	14	6	7	32	18	6	8
宇都宮市	19	8	4	7	20	9	4	7
前橋市	28	13		15	32	15		17
高崎市	22	9	2	11	22	9	2	11
川越市	9	4	1	4	10	5	1	4
越谷市	9	5		4	9	5		4
船橋市	20	11		9	21	12		9
柏市	14	1	9	4	14	1	9	4
八王子市	22	6	11	5	22	6	11	5
横須賀市	13	8		5	13	8		5
富山市	31	14	1	16	40	15	1	24
金沢市	26	15		11	26	15		11
長野市	19	11		8	19	11		8
岐阜市	26	22	1	3	28	24	1	3
豊橋市	15	5	3	7	21	9	3	9
岡崎市	20	17		3	22	18		4
豊田市	11	4		7	35	10		25
大津市	12	8		4	12	8		4
豊中市	6		2	4	6		2	4
高槻市	13	9	2	2	13	9	2	2
枚方市	12	4	1	7	13	5	1	7
八尾市	6	6			16	15		1
東大阪市	15	9		6	15	9		6
姫路市	41	21		20	74	43		31
尼崎市	18	11	1	6	18	11	1	6
明石市	8	8			8	8		
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	26	19		7	27	19		8
和歌山市	35	28		7	40	32		8
倉敷市	38	28	2	8	53	43	2	8
呉市	16	7		9	18	9		9
福山市	43	31		12	47	34		13
下関市	14	14			24	24		
高松市	17	10		7	18	11		7
松山市	30	16	1	13	30	16	1	13
高知市	22	7	3	12	22	7	3	12
久留米市	15	9		6	20	9		11
長崎市	13	8		5	13	8		5
佐世保市	17	9	2	6	17	9	2	6
大分市	26	13	1	12	28	15	1	12
宮崎市	15	5		10	15	5		10
鹿児島市	32	14	2	16	33	15	2	16
那覇市								
合 計	7997	4387	470	3140	8889	4935	474	3480

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (7 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設						
	29年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	29年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
						法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)						
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (7b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別)

	焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設						
	29年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	29年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
						法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)						
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川崎市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市													
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものととなっている。

表 I - 1 2 (8 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉛回収施設)

	亜鉛回収施設									小 計		
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉					
	2 9 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)									
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (8 b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	亜鉛回収施設									小 計		
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			2 9 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
	2 9 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	2 9 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	2 9 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)			
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (9 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	2 9 年 度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	2 9 年 度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	2 9 年 度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	2 9 年 度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (9 b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	2 9 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (1 0 a)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一	
		法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								1	1							
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都								1			1					
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県												1				1
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府	1	1														
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県								1	1							
香川県																
愛媛県	3	3						1			1					
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県								1			1					

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (1 0 b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一	
			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)												
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川崎市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市	2	2														
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	8	8	0	0	0	0	0	0	5	2	1	2	1	0	0	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (1 1 a)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	廃棄物焼却炉									合 計				
	50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小 計			29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	
	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	29年度 未施設数 (a+b+c)					附則別表 第二(a) 注1)
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県								1	1		1	1		
茨城県														
栃木県								2	2		2	2		
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都								1			1		1	
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県								1			1		1	
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府								1	1		1	1		
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県								1	1		1	1		
香川県														
愛媛県								4	3		1	4	3	1
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1			1		1	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であつて、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法に

おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (1 1 b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	廃棄物焼却炉									合 計									
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小 計			29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一					
	29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		29年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一								
			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)							
札幌市																			
仙台市																			
さいたま市																			
千葉市																			
横浜市																			
川崎市																			
相模原市																			
新潟市																			
静岡市																			
浜松市																			
名古屋市																			
京都市																			
大阪市																			
堺市																			
神戸市																			
岡山市																			
広島市																			
北九州市																			
福岡市																			
熊本市																			
函館市																			
旭川市																			
青森市																			
八戸市																			
盛岡市																			
秋田市																			
郡山市																			
いわき市																			
宇都宮市																			
前橋市																			
高崎市																			
川越市																			
越谷市																			
船橋市																			
柏市																			
八王子市																			
横須賀市																			
富山市																			
金沢市																			
長野市																			
岐阜市																			
豊橋市																			
岡崎市																			
豊田市																			
大津市																			
豊中市																			
高槻市																			
枚方市																			
八尾市																			
東大阪市																			
姫路市																			
尼崎市																			
明石市																			
西宮市																			
奈良市																			
和歌山市																			
倉敷市									2	2				2	2				
呉市																			
福山市																			
下関市																			
高松市																			
松山市																			
高知市																			
久留米市																			
長崎市																			
佐世保市																			
大分市																			
宮崎市																			
鹿児島市																			
那覇市																			
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	14	10	1	3	14	10	1	3			

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 3 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 3 5 条第 2 項に基づく通知受理件数	19	1
法第 3 5 条第 3 項に基づく要請件数	0	0
法第 3 6 条第 2 項に基づく要求等件数	0	0

表 I - 1 4 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 1 4 条第 1 項に基づく届出件数 ^{注 1)}	184	38
法第 1 8 条に基づく届出件数 ^{注 2)}	519	219
瀬戸内海法第 8 条第 1 項（第 4 項）に基づく許可（届出）件数 ^{注 3)}	—	10
瀬戸内海法第 9 条に基づく届出件数 ^{注 4)}	—	10

注 1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注 2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注 3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注 4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 15 適用除外等の状況
(大気関係・水質関係－都道府県別)

	大気基準適用施設			水質基準対象施設		
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県				1		
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県	1					
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県	18					

(大気関係・水質関係－政令市別)

	大気基準適用施設			水質基準対象施設		
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合計	19	0	0	1	0	0

表 I - 1 6 (1 a) その他の届出等の状況
(大気関係・水質関係/法・瀬戸内海法別一都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
北海道	3	10			3	
青森県		6				
岩手県	4				1	
宮城県	3	19				
秋田県	3	5				
山形県	3	7				
福島県		1				
茨城県	5	19	2			
栃木県	1	10			1	
群馬県						
埼玉県	4	15	1		2	
千葉県	9	23	3		8	
東京都		55			80	
神奈川県	1	11				
新潟県	9	16	4		4	
富山県	2					
石川県	5	5	1		3	
福井県	1	3			1	
山梨県	3	3				
長野県	4	4			2	
岐阜県		2			1	
静岡県	9	27	3		10	
愛知県	11	23	4		7	
三重県	13	9	1			
滋賀県	4					
京都府	5	3	1		4	
大阪府		6			9	
兵庫県	6	14	1		4	1
奈良県		8				
和歌山県						
鳥取県	9	4				
島根県	1	4			1	
岡山県	3	5				
広島県	5	13	1		2	4
山口県	3	6	1			1
徳島県	3	5				
香川県	1	11			1	1
愛媛県	9	2			1	
高知県		9				
福岡県	3	6	7		2	2
佐賀県	4	7				
長崎県	1	1			1	
熊本県		3				
大分県						
宮崎県	4	2				
鹿児島県		6				
沖縄県					4	

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。
 注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。
 注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 I - 1 6 (1 b) その他の届出等の状況
(大気関係・水質関係/法・瀬戸内海法別-政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
札幌市		1				
仙台市	1		2			
さいたま市						
千葉市		4	1			
横浜市	2	7			1	
川崎市		7	1		3	
相模原市						
新潟市	1	3			1	
静岡市	2	1			1	
浜松市	5	10			5	
名古屋市					1	
京都市	2	12			6	
大阪市		5			2	
堺市	2	7				
神戸市		1				
岡山市	3	1				
広島市	1	1				
北九州市	4		3		3	
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市	1				1	
青森市		1				
八戸市		3				
盛岡市						
秋田市		1	1		1	
郡山市			1			
いわき市	1	11			15	
宇都宮市		5				
前橋市						
高崎市		1				
川越市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市		6			15	
富山市						
金沢市						
長野市		2			4	
岐阜市		2			2	
豊橋市						
岡崎市	1	1				
豊田市	1	3	1		1	
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
東大阪市						
姫路市		5			3	7
尼崎市		5			1	
明石市						
西宮市	1					
奈良市						
和歌山市						
倉敷市	2	9				
呉市		1				
福山市		4				1
下関市						
高松市		2				
松山市						
高知市		3				
久留米市		3				
長崎市		1			1	
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	184	519	38	219	10	10

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。
注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。
注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。
注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅱ－１ 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

（平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	44	6
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	3,596	911
法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数	446	105

表Ⅱ－２（１） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係－全国）

（平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日）

	大気関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注３)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注２)}				
		設置者による測定	行政			
法第１５条に基づく計画変更命令件数	0	－	－	－	－	0
法第１５条に基づく計画廃止命令件数	0	－	－	－	－	0
法第１６条に基づく計画変更命令件数	0	－	－	－	－	0
法第１６条に基づく計画廃止命令件数	0	－	－	－	－	0
法第２２条第１項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第２３条第３項に基づく措置命令件数	0	－	－	－	－	0
口頭指導件数 ^{注１)}	423	38	33	5	266	119
文書指導件数 ^{注１)}	720	18	14	4	488	214
罰則適用件数	0	－	－	－	－	－

注１）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注２）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注３）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－２（２） 命令、指導及び罰則適用件数（水質関係－全国）

（平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日）

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政		
		設置者による測定				
法第１５条に基づく計画変更命令件数	0	－	－	－	－	0
法第１５条に基づく計画廃止命令件数	0	－	－	－	－	0
法第２２条第１項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第２３条第３項に基づく措置命令件数	0	－	－	－	－	0
瀬戸内海法第１１条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	21	0	0	0	4	17
文書指導件数 ^{注1)}	47	0	0	0	26	21
罰則適用件数	0	－	－	－	－	－

注１）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注２）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注３）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－３ 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）^{注1）注2）}

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒 ^{注3)}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注3)}	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		35 ^{注4)}	27	8	0	0	0
注5) 措置状況	口頭指導件数	38	33	5	0	0	0
	文書指導件数	18	14	4	0	0	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	8	1	7	0	0	0
	その他	5 ^{注6)}	2	3	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	21	14	7	0	0	0
	対策実施中	13	12	1	0	0	0
	廃止	1	1	0	0	0	0
	未対応	0	0	0	0	0	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成29年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。なお同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なす。

注2) 平成28年度以前に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、平成29年度に執られた措置は含まない。
また平成29年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、平成30年度に執られた措置は含まない。

注3) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注4) アルミニウム合金製造用溶解炉5件、廃棄物焼却炉30件。

注5) 表Ⅱ－1及び表Ⅱ－2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) 全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ－４ 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

アルミニウム合金製造用溶解炉 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
1.8	1	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.12ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。(集合煙突での測定)	福島県
1.8	1	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.12ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。(集合煙突での測定)	福島県

アルミニウム合金製造用溶解炉 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
8.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(測定結果:0.038ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。(集合煙突での測定)	愛知県
8.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(測定結果:0.038ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。(集合煙突での測定)	愛知県
8.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(測定結果:0.038ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。(集合煙突での測定)	愛知県

廃棄物焼却炉(4t/時以上) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
0.28	0.1	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	静岡県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉(4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
1.4	1	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	静岡県

廃棄物焼却炉(2t/時～4t/時) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
1.3	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.50ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	鹿児島県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉(2t/時～4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
12	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.7ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	静岡県
5.6	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.52ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	兵庫県

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)注3)}	自治体
24	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.079ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	岩手県
6.6	5	設置者	排出基準超過後の設置者による測定で基準値以下（0.007ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	山形県
6.8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（2.6ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	茨城県
12	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（4.6ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	千葉県
6.2	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	千葉県
19	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.8ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	神奈川県
32	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.43ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	新潟県
7.0	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.01ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	静岡県
6.8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.099ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	広島県
23	5	設置者	排出基準超過後の設置者による測定で基準値以下（0.37ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	福岡県
6.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（4.9ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	鹿児島県
7.0	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.2ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	浜松市
5.5	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	福岡市
13	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.90ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	青森市
50	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	青森市
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	八王子市
8.0	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.89ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	高松市
42	5	行政	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.7ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	久留米市
24	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.065ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	鹿児島市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)注3)}	自治体
12	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.5ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	秋田県
16	10	設置者	H30.2.15施設使用廃止届出。	千葉県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	三重県
17	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（7.9ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	愛媛県
16	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（5.9ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	宮崎県
18	10	行政	一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.16ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	熊本市

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

注3) 平成30年度に執られた措置及び措置後の状況を含む場合がある。

表Ⅱ－５ 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
※該当事業場なし。					

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成30年度に執られた措置及び措置後の状況を含む場合がある。

表Ⅱ－６（１） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

（政令市別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
北海道	8	74	12
青森県	1	67	7
岩手県	1	9	5
宮城県		11	11
秋田県	2	51	8
山形県	1	69	11
福島県		24	11
茨城県		32	
栃木県		62	2
群馬県		38	
埼玉県	2	224	24
千葉県		226	12
東京都		61	13
神奈川県		54	2
新潟県		54	3
富山県			
石川県		22	
福井県		71	11
山梨県		36	3
長野県		235	3
岐阜県		86	5
静岡県		50	7
愛知県		448	8
三重県	1	63	1
滋賀県		8	5
京都府		31	5
大阪府	10	72	3
兵庫県		36	1
奈良県		3	
和歌山県		5	
鳥取県		43	11
島根県		28	3
岡山県		46	1
広島県	1	45	9
山口県		7	1
徳島県	1	16	2
香川県		83	7
愛媛県		8	
高知県			
福岡県		220	4
佐賀県		35	
長崎県		226	4
熊本県	2	21	2
大分県		16	
宮崎県		36	36
鹿児島県		7	7
沖縄県			3

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
札幌市		7	
仙台市	7	14	7
さいたま市		16	7
千葉市		2	2
横浜市		10	9
川崎市		9	9
相模原市		14	10
新潟市		4	4
静岡市		8	3
浜松市		10	
名古屋市		19	6
京都市		6	6
大阪市		61	
堺市		15	9
神戸市		2	2
岡山市			
広島市		21	1
北九州市		10	4
福岡市		4	
熊本市			
函館市		5	
旭川市		1	1
青森市		23	
八戸市		14	1
盛岡市			
秋田市		2	2
郡山市		2	2
いわき市		1	1
宇都宮市		5	5
前橋市		5	
高崎市		3	
川越市		10	10
越谷市		4	2
船橋市		5	5
柏市		8	2
八王子市		10	1
横須賀市		6	
富山市		3	2
金沢市			
長野市		13	3
岐阜市		19	
豊橋市		5	5
岡崎市		5	2
豊田市		19	3
大津市		6	6
豊中市			
高槻市		14	
枚方市			2
八尾市		5	1
東大阪市		4	4
姫路市		25	
尼崎市			
明石市		2	2
西宮市			
奈良市		3	
和歌山市		4	4
倉敷市		4	5
呉市			
福山市		19	6
下関市			
高松市		2	2
松山市			
高知市			
久留米市		11	1
長崎市	7	1	1
佐世保市		5	2
大分市		11	
宮崎市		5	5
鹿児島市		16	16
那覇市			
合計	44	3596	446

表Ⅱ－６（２a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他
						基準超過判明の端緒 ^{注1)} 設置者による測定	行政		
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ-6(2b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他
						基準超過判明の端緒 ^{注1)} 設置者による測定	行政		
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅱ－6（3a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他	
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定			
	設置者による測定	行政				
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－6（3b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数				法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他	
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定 行政			
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市					
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
函館市					
旭川市					
青森市					
八戸市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
越谷市					
船橋市					
柏市					
八王子市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
豊中市					
高槻市					
枚方市					
八尾市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
明石市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市					
呉市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
佐世保市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
那覇市					
合 計	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－６（４a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3）}				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2）}	その他
	排出基準超過施設への措置状況					
		基準超過判明の端緒 ^{注1）}		設置者による測定		
設置者による測定		行政				
北海道						
青森県	8				1	7
岩手県	3	1			1	2
宮城県						
秋田県	3	1			1	2
山形県	6				2	4
福島県	2	2			2	
茨城県	1	1	1			
栃木県	15				13	2
群馬県	2				2	
埼玉県	11				4	7
千葉県	8	1	1		4	3
東京都						
神奈川県	6	6	6			
新潟県	6	2	2		1	3
富山県	2				2	
石川県	1				1	
福井県	6				1	5
山梨県	5					5
長野県						
岐阜県	1				1	
静岡県	19	2	2		10	7
愛知県	50					50
三重県	14	1	1		12	1
滋賀県	2				2	
京都府	6				3	3
大阪府						
兵庫県	36	1	1		35	
奈良県	3				3	
和歌山県						
鳥取県	15				15	
島根県	1				1	
岡山県	5				4	1
広島県	18	1	1		15	2
山口県	3				3	
徳島県	43				42	1
香川県	1				1	
愛媛県	15	1	1		14	
高知県						
福岡県	1	1	1			
佐賀県	6				2	4
長崎県						
熊本県	2				2	
大分県	3				3	
宮崎県	1	1	1			
鹿児島県	11				11	
沖縄県						

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－6（4b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過施設への措置状況					
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}		行政		
設置者による測定						
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市	2					2
新潟市						
静岡市	4					4
浜松市	2	2	2			
名古屋市	3					3
京都市	1					1
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市	3					3
北九州市						
福岡市	2	1	1			1
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市	34	7	7			17
八戸市	1					1
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市	1					1
高崎市						
川越市	1					1
越谷市						
船橋市	1					1
柏市						
八王子市	6	5	5			1
横須賀市						
富山市	1					1
金沢市	1					1
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市	1					1
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市	4					4
東大阪市						
姫路市	1					1
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市	1					1
和歌山市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市	5	1		1		4
松山市						
高知市	1					1
久留米市	5					5
長崎市						
佐世保市						
大分市	1					1
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	423	38	33	5	266	119

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものととなっている。

表Ⅱ－6（5a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}					罰則適用 件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1）}		設置者による測定 結果未報告施設への 措置状況 ^{注2）}	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県	2					2
岩手県	1	1		1		
宮城県						
秋田県	1	1		1		
山形県	8	1	1		5	2
福島県						
茨城県						
栃木県	4					4
群馬県						
埼玉県	5				2	3
千葉県	46	2	2		4	40
東京都						
神奈川県	1				1	
新潟県	2	1	1		1	
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県	50				50	
長野県	1					1
岐阜県						
静岡県	3	2	2			1
愛知県	6	6	6			
三重県						
滋賀県						
京都府	1					1
大阪府	7				7	
兵庫県						
奈良県	99				99	
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県	2				1	1
広島県	1					1
山口県	13				1	12
徳島県	5				5	
香川県						
愛媛県	15				15	
高知県	90				90	
福岡県	44				44	
佐賀県	2				2	
長崎県						
熊本県						
大分県	1				1	
宮崎県						
鹿児島県	62	2	2			60
沖縄県						

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－6（5b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}				罰則適用 件数		
	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注2)}	その他			
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定 行政					
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市	29			29			
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	59			59			
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市	18			18			
神戸市							
岡山市	48			48			
広島市	17				17		
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市	12				12		
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市	23				23		
倉敷市	34				34		
呉市							
福山市	4			4			
下関市							
高松市	3	1		1	2		
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市	1	1		1			
那覇市							
合 計	720	18	14	4	488	214	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－7（１） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

（政令市別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数（水質基準適用事業場）	
北海道			18	2
青森県			33	
岩手県			6	
宮城県			2	1
秋田県			2	
山形県			3	
福島県			15	1
茨城県			5	
栃木県			8	
群馬県			3	
埼玉県			79	5
千葉県			13	14
東京都			62	5
神奈川県			27	
新潟県			17	2
富山県				
石川県			10	
福井県			17	2
山梨県			3	
長野県			70	
岐阜県			18	
静岡県			22	2
愛知県			81	4
三重県	1		9	
滋賀県			1	
京都府			4	
大阪府			21	5
兵庫県			9	1
奈良県				
和歌山県			2	
鳥取県			6	2
島根県			20	
岡山県			17	
広島県			9	2
山口県			1	
徳島県				
香川県			6	2
愛媛県				
高知県				
福岡県			128	1
佐賀県			2	
長崎県			3	
熊本県				
大分県				
宮崎県			16	4
鹿児島県				
沖縄県				

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数（水質基準適用事業場）	
札幌市			3	
仙台市				
さいたま市				
千葉市			2	2
横浜市			13	14
川崎市			4	4
相模原市				
新潟市			1	1
静岡市				
浜松市				
名古屋市			6	1
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市			8	
岡山市				
広島市			22	
北九州市			8	3
福岡市				
熊本市			2	
函館市			1	
旭川市				1
青森市			2	
八戸市			27	
盛岡市				
秋田市			1	1
郡山市			1	1
いわき市			1	1
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市			1	1
越谷市				
船橋市				
柏市				
八王子市			1	1
横須賀市			4	
富山市			3	7
金沢市				
長野市			5	
岐阜市			8	
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市			1	1
豊中市				
高槻市			4	
枚方市				
八尾市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
明石市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市			3	3
倉敷市				
呉市				
福山市			2	
下関市				
高松市			1	1
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市	5		1	
佐世保市			1	1
大分市			4	4
宮崎市			1	1
鹿児島市			1	1
那覇市				
合 計	6		911	105

表Ⅱ－７（２a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
				設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（２b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
				設置者による測定	行政		
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	0	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4) 合計欄注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅱ－７（３a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
		設置者による測定	行政		
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府					
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県					
香川県					
愛媛県					
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（３b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況					
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
	設置者による測定	行政				
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（４ａ） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
			設置者による測定	行政			
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（４b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定	行政		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合計	0	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとされている。

表Ⅱ－７（５a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
		設置者による測定	行政		
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県					
栃木県					
群馬県	1				1
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
新潟県	1				1
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県	2				2
愛知県	13				13
三重県					
滋賀県					
京都府					
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県	1				1
岡山県	1				1
広島県					
山口県					
徳島県					
香川県					
愛媛県					
高知県					
福岡県	2				2
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（５b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	21	0	0	0	4	17

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
 注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（６a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	罰則適用件数
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県		1				1	
長野県		1					1
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府		2				2	
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県		3				3	
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県		1				1	
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ-7(6b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法に基づかない指導等件数(文書指導) ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	罰則適用件数	
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	19			19			
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市	4				4		
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市	2				2		
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市	14				14		
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	47	0	0	0	26	21	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとされている。

表Ⅲ－１ 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1)}

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設 数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注2)}		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休 止 c	未測定 d		
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉	23	—	—	6	2	31	
製鋼用電気炉	89	—	—	9	0	98	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉）	41	—	—	2	0	43	
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	599	—	—	82	29	710	
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	956	9	3	84	36	1,079
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1,097	13	3	100	44	1,244
	2 t/h未満 ^{注3)}	3,608	64	9	1,501	512	5,630
	小計	5,661	86	15	1,685	592	7,953
合計	6,413	86	15	1,784	623	8,835	

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であつて、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表Ⅲ－２ 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国) 注1)

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鋳の製造の用に 供する焼結炉		0	—	—	0
製鋼用電気炉		1	—	—	4
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳 炉、溶解炉、乾燥炉)		1	—	—	2
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥 炉)		7	—	—	20
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	7	0	0	16
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	11	0	0	35
	2 t/h未満 ^{注2)}	49	10	0	186
	小計	67	10	0	237
合計		76	10	0	263

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止届出がなされた施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表Ⅲ－３ 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1）注2）注3）}

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注4）}		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩パルプ（ケフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	24	1	1	26
カーボト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	4	1	2	7
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	3	0	0	3
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	4	0	1	5
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
2,3-ジクロロ-1,4-ナフキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
ジオキシンハロイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	11	0	1	12
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	7	0	0	7
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	222	52	8	282
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	1	0	2
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	13	1	1	15
下水道終末処理施設	203	3	0	206
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	22	0	1	23
合計	521	59	15	595

注1） 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2） 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3） 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4） 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であつて、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表Ⅲ－４ 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	1
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジオキシンハロイットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	1	9
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	2
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	1
下水道終末処理施設	0	2
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0
合計	2	15

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止届出がなされた事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅲ－５（１a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設				
	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	焙焼炉			
		休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)		報告施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道	1			1	2		2				
青森県											
岩手県											
宮城県					2		2				
秋田県											
山形県											
福島県								2			2
茨城県	2			2	4		4	2			2
栃木県					2		2				
群馬県					1		1	1			1
埼玉県					4		4				
千葉県	2		1	3							
東京都					1		1				
神奈川県					1		1				
新潟県					3		3				
富山県					1		1				
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県	3			3	10	4	14				
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府					1	2	3				
兵庫県			1	1	1		1				
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県					4		4				
岡山県											
広島県											
山口県					7	3	10				
徳島県											
香川県											
愛媛県								2			2
高知県											
福岡県											
佐賀県					1		1				
長崎県											
熊本県					1		1				
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県					1		1				

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（１b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設					
	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	焙焼炉				
		休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)		報告施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	
札幌市				1			1					
仙台市				1			1					
さいたま市												
千葉市	1	1		2								
横浜市												
川崎市	1			1	4		4					
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市				1			1					
京都市												
大阪市				7			7					
堺市				5			5					
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1	2		3	4		4					
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市				1			1					
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市								1				1
宇都宮市				1			1					
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市				1			1					
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市				1			1					
金沢市												
長野市												
岐阜市				2			2					
豊橋市				1			1					
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市				1			1					
八尾市												
東大阪市												
姫路市				5			5	1				1
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3			3	2		2					
倉敷市	3	1		4	4		4					
呉市	2			2								
福山市	2	2		4								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市	2			2								
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	23	6	2	31	89	9	0	98	9	0	0	9

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（２a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉			溶鉱炉			溶解炉					
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県									1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県									1			1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県					1				1			
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉			溶鉱炉			溶解炉					
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市								10	2		12	
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1			1	1			1				
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1			1				2			2	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市	4			4								
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	6	0	0	6	2	0	0	2	14	2	0	16

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（３a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設					
	乾燥炉			小計			熔焼炉					
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2			2	1			1
茨城県					2			2	2	1		3
栃木県									3			3
群馬県					2			2	1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県										1		1
静岡県									5			5
愛知県					1			1	3	1		4
三重県									2			2
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1	1		2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県									1			1
愛媛県	1			1	3			3				
高知県												
福岡県	2			2	3			3				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県									1			1
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種別別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉			小計			アルミニウム合金製造施設					
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市					10	2	12					
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市								1				1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市					2		2					
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					4		4					
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市	7			7	12		12	2				2
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	10	0	0	10	41	2	0	43	23	4	0	27

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（４a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉			乾燥炉				小計				
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道	13	2	1	16					13	2	1	16
青森県												
岩手県												
宮城県	1			1					1			1
秋田県												
山形県												
福島県	20	4		24	2		2	23	4		27	
茨城県	17	7		24	2	1	3	21	9		30	
栃木県	37	6	1	44	2	1	3	42	7	1	50	
群馬県	7	1		8	1	1	2	9	2		11	
埼玉県	31	3		34	4		4	35	3		38	
千葉県	3		1	4				3		1	4	
東京都												
神奈川県												
新潟県	4	5	3	12				4	5	3	12	
富山県	33		1	34				33		1	34	
石川県	1			1				1			1	
福井県	10			10	1		1	11			11	
山梨県	1			1		1	1	1	1		2	
長野県	12	1		13	2		2	14	1		15	
岐阜県	2			2				2	1		3	
静岡県	53	9		62	4		4	62	9		71	
愛知県	107	4	1	112	7		7	117	5	1	123	
三重県	20	6	4	30	1		1	23	6	4	33	
滋賀県	17			17	3		3	20			20	
京都府	1		3	4				1		3	4	
大阪府						1	1		1		1	
兵庫県	2		1	3				3	1	1	5	
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	2			2				2			2	
島根県												
岡山県	2			2	1		1	3			3	
広島県	3			3				3			3	
山口県	2		2	4				2		2	4	
徳島県												
香川県	1			1				2			2	
愛媛県												
高知県												
福岡県	17	1		18	1	1	2	18	2		20	
佐賀県	3	1		4				3	1		4	
長崎県	1			1				1			1	
熊本県	14	4		18	1		1	15	4		19	
大分県	1			1				2			2	
宮崎県	1			1				1			1	
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種別別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小計			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	2			2	1		1	3				3
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市	3	1		4				3	1			4
名古屋市	11	1	2	14				11	1	2		14
京都市	6	2		8	1		1	7	2			9
大阪市												
堺市	5			5	1		1	6				6
神戸市												
岡山市												
広島市	2			2	1		1	3				3
北九州市	1			1				2				2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1			1				1				1
宇都宮市												
前橋市	3			3		1	1	3	1			4
高崎市												
川越市	1			1				1				1
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市	5	1		6		2	2	5	3			8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	3	2		5				3	2			5
岡崎市	2			2				2				2
豊田市	21	1		22	2		2	23	1			24
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市	5	1	2	8	1		1	2	6	1	3	10
東大阪市												
姫路市	9	5		14				11	5			16
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市		1		1					1			1
和歌山市												
倉敷市	8			8				8				8
呉市												
福山市												
下関市	9		1	10				9		1		10
高松市	1			1				1				1
松山市												
高知市												
久留米市			5	5							5	5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	537	69	28	634	39	9	1	49	599	82	29	710

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（５a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	報告施設数 (a)	4t/h以上				報告施設数 (a)	2t/h以上～4t/h未満				報告対象施設数 (a+b+c+d)	
		うちばいじん等未測定施設数	ばいじんのみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)		うちばいじん等未測定施設数	ばいじんのみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)		
北海道	17					17	25					25
青森県	2					2	16			1		17
岩手県	4					4	16					16
宮城県	8					8	19			4	2	25
秋田県	3					3	5					5
山形県	7					7	11			3		14
福島県	9			4		13	26			2	1	29
茨城県	28					28	57					57
栃木県	10	3		2		12	28	4			1	29
群馬県	13					13	20			1	2	23
埼玉県	37	3		1	3	41	67	1		7		74
千葉県	40			2	3	45	50			9	12	71
東京都	87	1		13		100	24			8	1	33
神奈川県	30			3		33	21			4		25
新潟県	7					7	41		2		2	45
富山県	6					6	10					10
石川県							11				1	12
福井県	4					4	13					13
山梨県							13					13
長野県	7					7	21					21
岐阜県	2					2	28			1		29
静岡県	24			3		27	39			4		43
愛知県	39			4		43	44			1		45
三重県	17			3	3	23	17	4		6	2	25
滋賀県	3			1		4	20					20
京都府	5				1	6	9				2	11
大阪府	29			1		30	30		1	2	1	34
兵庫県	9				2	11	23				3	26
奈良県	6					6	17			1	2	20
和歌山県							11					11
鳥取県	5					5	5			1		6
島根県	3					3	7			1		8
岡山県	2				2	4	6				4	10
広島県	5					5	16			2		18
山口県	11			1		12	15					15
徳島県				1		1	17			2		19
香川県	7					7	6					6
愛媛県	17			1		18	19					19
高知県							11					11
福岡県	9				3	12	23			3	1	27
佐賀県	4				2	6	7			3		10
長崎県	4					4	8			4		12
熊本県	2					2	21					21
大分県	2					2	8				2	10
宮崎県	7					7	6					6
鹿児島県							19			1		20
沖縄県	9					9	15			1		16

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじんのみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじんのみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	9					9	4					4
仙台市	10					10	3					3
さいたま市	11					11						
千葉市	9				2	11	3			1		4
横浜市	20			5		25	1			3		4
川崎市	16	2	2			18	6	3				6
相模原市	7					7	1					1
新潟市	2				7	9	3				3	6
静岡市	6					6	2	1		2		4
浜松市	7			1		8	2			5		7
名古屋市	13			6		19	2					2
京都市	9			4		13	2					2
大阪市	18			2		20	6					6
堺市	9			4		13	2					2
神戸市	11					11	3					3
岡山市	8					8				1		1
広島市	9					9	2			2		4
北九州市	15					15	4					4
福岡市	10					10	4					4
熊本市	4					4						
函館市	3					3	1					1
旭川市	2					2	2					2
青森市	4				1	5						
八戸市	6			2		8	2					2
盛岡市	3					3	2			1		3
秋田市	3					3	3					3
郡山市	4					4	2					2
いわき市	11		1	1		13	6					6
宇都宮市	6					6	2			1		3
前橋市	2				1	3	3					3
高崎市	3					3	2					2
川越市	2					2	3					3
越谷市	4					4						
船橋市	7			7		14						
柏市	5					5	3					3
八王子市	5					5	3					3
横須賀市	4			3		7	3					3
富山市	3					3						
金沢市	5					5	4					4
長野市	3				3	6	2					2
岐阜市	4			1		5	3			3		6
豊橋市	3					3	6					6
岡崎市	4			3		7						
豊田市	3					3	3					3
大津市							5					5
豊中市	4					4	1					1
高槻市	4			1		5	2					2
枚方市	4					4	2					2
八尾市	2					2						
東大阪市	7					7	4					4
姫路市	12					12	9			1		10
尼崎市	6			1		7	1			2		3
明石市	3					3	1					1
西宮市	5					5	1					1
奈良市	4					4						
和歌山市	6					6	4					4
倉敷市	10			2		12	6			1		7
呉市	4					4						
福山市	4					4	5					5
下関市	2					2				1		1
高松市	5					5						
松山市	5			1		6	1			2		3
高知市	3					3	1					1
久留米市	3					3	2					2
長崎市	4					4						
佐世保市	4					4	1				2	3
大分市	9					9	1			1		2
宮崎市					3	3	1					1
鹿児島市	4					4	3			1		4
那覇市												
合計	956	9	3	84	36	1079	1097	13	3	100	44	1244

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（６a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	77	2		13	4	94	52			11	1	64
青森県	15			9		24	31			14		45
岩手県	11			8		19	51			11		62
宮城県	17			5	1	23	34			9	1	44
秋田県	36			5		41	14	1		4		18
山形県	14			4	2	20	54			2	3	59
福島県	36			8	1	45	10			3		13
茨城県	50			9		59	63	4		95		158
栃木県	21	1	1	5		27	35	1		13	12	60
群馬県	23			8		31	18			4		22
埼玉県	42			13	2	57	7			9		16
千葉県	36			11	8	55	38	1	1	39	7	85
東京都	19	2		8	10	37	14			5	18	37
神奈川県	10			3		13	15			11	1	27
新潟県	32			18	2	52	32			17	3	52
富山県	14			2		16	16			2	3	21
石川県	18			4	1	23	19			7	8	34
福井県	20			5	1	26	23			9		32
山梨県	14			3	6	23	11			7	2	20
長野県	34			12	1	47	30			10		40
岐阜県	39			16		55	37			23	2	62
静岡県	46			9	1	56	53			16	6	75
愛知県	45			15	1	61	25			8	1	34
三重県	28	3		13	6	47	29	4	1	24	13	67
滋賀県	23			9	1	33	14			11	1	26
京都府	12			5	13	30	18			5	7	30
大阪府	13			11		24	11			1	1	13
兵庫県	31	1		10	7	48	41	1		37	17	95
奈良県	27		2	6	5	40	40			26	25	91
和歌山県	25					25	24			7		31
鳥取県	21			7	1	29	19			11	3	33
島根県	15			3	4	22	16			4	1	21
岡山県	13			5	8	26	36			11	10	57
広島県	28	2		7		35	30	1		3	1	34
山口県	33			3	1	37	31			7	2	40
徳島県	34		1	5	1	41	32			13	9	54
香川県	17			3	2	22	34			12	8	54
愛媛県	31			7		38	34			13	9	56
高知県	11			10		21	26			14	20	60
福岡県	18	2		9	10	37	34	1		10	30	74
佐賀県	14			9		23	21			7	2	30
長崎県	28			10		38	12			8		20
熊本県	34			2		36	25			7	2	34
大分県	12			1	1	14	5			4	4	13
宮崎県	15					15	28			1		29
鹿児島県	32			12	2	46	52			15	2	69
沖縄県	27			4		31	16			7		23

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	3					3	2			1		3
仙台市	3					3	7					7
さいたま市	3			2		5	1			1		2
千葉市	3	1		2		5	2	1		8		10
横浜市	2			1		3	5			7		12
川崎市	10	3		3		13	1					1
相模原市	8					8	2					2
新潟市	5	1		2	5	12	5			4	5	14
静岡市	3	1		2	2	7	13	3		2		15
浜松市	5			11		16	11			4		15
名古屋市				2		2	4			4	2	10
京都市	4					4	3			10	1	14
大阪市	6			3		9	2			1		3
堺市	4					4	4			4		8
神戸市	1			1		2	5			5		10
岡山市	15			5	3	23	8			1		9
広島市	10			6		16	4			4		8
北九州市	11			2		13	4			3		7
福岡市	3			1	1	5	3					3
熊本市	5			1		6	5			3		8
函館市				3		3	3					3
旭川市	1					1	4					4
青森市	1					1	10			1		11
八戸市	3			1		4	4			1		5
盛岡市	4			1		5	5			3		8
秋田市	2			3		5	2			1		3
郡山市	1					1	5					5
いわき市	3			2		5				1		1
宇都宮市	4			1		5	3			2		5
前橋市	3			1	1	5	3			5	2	10
高崎市	4			1		5	3			1	1	5
川越市	2	1				2	1					1
越谷市										1		1
船橋市	1					1				1	1	2
柏市	2					2					2	2
八王子市				3		3	5				1	6
横須賀市	1					1	2					2
富山市	7			2		9	10			3	1	14
金沢市	2			3		5	5			2	1	8
長野市	4			4		8	3					3
岐阜市	2	1		2		4	3	1		3		6
豊橋市	3					3	3					3
岡崎市	2			2		4	3				1	4
豊田市	6					6						
大津市	3					3	2			2		4
豊中市												
高槻市	2					2	1			2		3
枚方市	3	1				3	2	2				2
八尾市	2					2					1	1
東大阪市							2					2
姫路市	4					4	4			3	1	8
尼崎市	4					4	1			1		2
明石市							1					1
西宮市	1					1						
奈良市	1			3		4	5			6	2	13
和歌山市	9			2		11	8			1		9
倉敷市	9			9		18	3			2		5
呉市	4			1		5				6		6
福山市	3	1		2	1	6	16			7	4	27
下関市	2			3		5	3			1	1	5
高松市	2			1		3	8	1		1		9
松山市	6			3		9	8			3		11
高知市	2					2	8			2	4	14
久留米市	2				1	3	2				2	4
長崎市	1					1	2			2		4
佐世保市	2			4		6	2			1		3
大分市	8	1		1		9	3			2	1	6
宮崎市	1					1	7			2		9
鹿児島市	6			6		12	10					10
那覇市										1		1
合計	1450	24	4	452	117	2023	1576	22	2	719	269	2566

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（７a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5m ³ 以上)						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	16			3	1	20	5			2		7
青森県	2			3		5	6				1	7
岩手県	6			1		7	3					3
宮城県	6			1		7	3				1	4
秋田県	1					1	2			3		5
山形県	3			1		4	6					6
福島県	10			5		15	5			4		9
茨城県	14	2		9		23	6	1		2		8
栃木県	10	1		7	1	18	3				2	5
群馬県	4			5		9	1			1		2
埼玉県	23	1		18	5	46	4			5		9
千葉県	11		1	6	1	19	7	1	1	2	2	12
東京都	15	2		11	20	46	8			2	4	14
神奈川県	6	1		3	1	10	1					1
新潟県	11			8	1	20	7			8	3	18
富山県	5			2		7	2				1	3
石川県	3			1	2	6						
福井県	4			2		6	2			2		4
山梨県	5					5	4				1	5
長野県	4			2		6	4					4
岐阜県	15			12	2	29	4			1		5
静岡県	11			8	2	21	9			6		15
愛知県	15			8		23	6			1		7
三重県	8	2		5	3	16	5			2	1	8
滋賀県	6			1		7	3			2		5
京都府	4				1	5						
大阪府	4			1		5	4					4
兵庫県	12			8	3	23	2			1	1	4
奈良県	4	1		3	6	13	2				1	3
和歌山県	2			5		7	4			1		5
鳥取県	3				1	4				1		1
島根県	2					2	1			2	2	5
岡山県				2	1	3	2			1		3
広島県	11			4		15	5	1		1	1	7
山口県	4			6		10	4			3		7
徳島県	7			1		8	2					2
香川県	6			5		11	3			1		4
愛媛県	10			4	5	19	8			2		10
高知県	2			3	1	6				1	1	2
福岡県	3			3	21	27	1				7	8
佐賀県	3			1	1	5	3			2		5
長崎県	3			1		4						
熊本県	3			1	1	5	5			3		8
大分県	2			4	2	8				1	1	2
宮崎県	1					1						
鹿児島県	7			1	1	9	5				1	6
沖縄県	6			2		8				4		4

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（７b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	報告施設数 (a)	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5m ² 以上)						
		うちばいじん等未測定施設数	ばいじんのみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじんのみ報告施設数 (c)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市						2					2	
仙台市	1				1							
さいたま市	3		1		4	1			1		2	
千葉市	3	3		2	5	1	1				1	
横浜市	3			19	22				5		5	
川崎市			1	2	3	2					2	
相模原市	1				1							
新潟市	4			1	5				1	1	2	
静岡市	6		1		7	1			2		3	
浜松市						1					1	
名古屋市	2		1	1	4	1			1		2	
京都市	1		10		11	1			2		3	
大阪市	3		1		4							
堺市	2		2		4							
神戸市	1				1				1		1	
岡山市	1		1		2	1					1	
広島市	1				1	1					1	
北九州市												
福岡市												
熊本市									1		1	
函館市												
旭川市						1					1	
青森市	4				4				1		1	
八戸市	2		2		4	2					2	
盛岡市	1				1	1					1	
秋田市												
郡山市	2		1		3							
いわき市	1		1		2							
宇都宮市			1		1							
前橋市	2			1	3				1		1	
高崎市	4		1		5	1			1		2	
川越市	2	1			2							
越谷市	1		1		2	2					2	
船橋市	2			1	3							
柏市				2	2							
八王子市	2				2	3					3	
横須賀市												
富山市	2		1	1	4	1					1	
金沢市	1		3		4							
長野市												
岐阜市	2		2		4	1					1	
豊橋市												
岡崎市	1		4		5							
豊田市												
大津市												
豊中市			1		1							
高槻市												
枚方市	1				1							
八尾市									1		1	
東大阪市	2				2							
姫路市	3		1		4							
尼崎市	2				2							
明石市	1				1							
西宮市						1					1	
奈良市	1		2		3				2		2	
和歌山市	2				2	1			2		3	
倉敷市	1		1		2							
呉市	1				1							
福山市			1		1							
下関市						1					1	
高松市												
松山市	1				1							
高知市	1			1	2							
久留米市	2		1		3							
長崎市	2		2		4							
佐世保市						1					1	
大分市												
宮崎市				1	1							
鹿児島市	3				3							
那覇市												
合計	397	14	2	241	94	734	185	4	1	89	32	307

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（８a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉					合計						
	小計											
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	192	2		29	6	227	208	2		31	7	246
青森県	72			27	1	100	72			27	1	100
岩手県	91			20		111	91			20		111
宮城県	87			19	5	111	90			19	5	114
秋田県	61	1		12		73	61	1		12		73
山形県	95			10	5	110	95			10	5	110
福島県	96			26	2	124	121			30	2	153
茨城県	218	7		115		333	247	7		124		371
栃木県	107	10	1	27	16	151	151	10	1	34	17	203
群馬県	79			19	2	100	91			21	2	114
埼玉県	180	5		53	10	243	219	5		56	10	285
千葉県	182	2	3	69	33	287	187	2	3	69	35	294
東京都	167	5		47	53	267	168	5		47	53	268
神奈川県	83	1		24	2	109	84	1		24	2	110
新潟県	130		2	51	11	194	137		2	56	14	209
富山県	53			6	4	63	87			6	5	98
石川県	51			12	12	75	52			12	12	76
福井県	66			18	1	85	77			18	1	96
山梨県	47			10	9	66	48			11	9	68
長野県	100			24	1	125	114			25	1	140
岐阜県	125			53	4	182	127			54	4	185
静岡県	182			46	9	237	244			55	9	308
愛知県	174			37	2	213	305			46	3	354
三重県	104	13	1	53	28	186	127	13	1	59	32	219
滋賀県	69			24	2	95	89			24	2	115
京都府	48			10	24	82	49			10	27	86
大阪府	91		1	16	2	110	92		1	19	2	114
兵庫県	118	2		56	33	207	122	2		57	35	214
奈良県	96	1	2	36	39	173	96	1	2	36	39	173
和歌山県	66			13		79	66			13		79
鳥取県	53			20	5	78	55			20	5	80
島根県	44			10	7	61	48			10	7	65
岡山県	59			19	25	103	62			19	25	106
広島県	95	4		17	2	114	98	4		17	2	117
山口県	98			20	3	121	107			23	5	135
徳島県	92		1	22	10	125	92		1	22	10	125
香川県	73			21	10	104	75			21	10	106
愛媛県	119			27	14	160	122			27	14	163
高知県	50			28	22	100	50			28	22	100
福岡県	88	3		25	72	185	109	3		27	72	208
佐賀県	52			22	5	79	56			23	5	84
長崎県	55			23		78	56			23		79
熊本県	90			13	3	106	106			17	3	126
大分県	29			10	10	49	31			10	10	51
宮崎県	57			1		58	58			1		59
鹿児島県	115			29	6	150	115			29	6	150
沖縄県	73			18		91	74			18		92

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉					合計						
	小計											
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	20			1		21	21			1		22
仙台市	24					24	25					25
さいたま市	19			5		24	19			5		24
千葉市	21	6		13	2	36	22	6		14	2	38
横浜市	31			40		71	34			40		74
川崎市	35	8	2	4	2	43	40	8	2	4	2	48
相模原市	19					19	19					19
新潟市	19	1		7	22	48	19	1		7	22	48
静岡市	31	5		9	2	42	41	5		11	2	54
浜松市	26			21		47	29			22		51
名古屋市	22			14	3	39	34			15	5	54
京都市	20			26	1	47	27			28	1	56
大阪市	35			7		42	42			7		49
堺市	21			10		31	32			10		42
神戸市	21			7		28	21			7		28
岡山市	33			8	3	44	33			8	3	44
広島市	27			12		39	30			12		42
北九州市	34			5		39	41			7		48
福岡市	20			1	1	22	20			1	1	22
熊本市	14			5		19	14			5		19
函館市	7			3		10	7			3		10
旭川市	10					10	10					10
青森市	19			2	1	22	19			2	1	22
八戸市	19			6		25	22			6		28
盛岡市	16			5		21	16			5		21
秋田市	10			4		14	10			4		14
郡山市	14			1		15	14			1		15
いわき市	21		2	4		27	26		2	4		32
宇都宮市	15			5		20	16			5		21
前橋市	13			7	5	25	16			8	5	29
高崎市	17			4	1	22	17			4	1	22
川越市	10	2				10	11	2				11
越谷市	7			2		9	7			2		9
船橋市	10			8	2	20	11			8	2	21
柏市	10				4	14	10				4	14
八王子市	18			3	1	22	18			3	1	22
横須賀市	10			3		13	10			3		13
富山市	23			6	2	31	29			9	2	40
金沢市	17			8	1	26	17			8	1	26
長野市	12			4	3	19	12			4	3	19
岐阜市	15	2		11		26	17	2		11		28
豊橋市	15					15	19			2		21
岡崎市	10			9	1	20	12			9	1	22
豊田市	12					12	35			1		36
大津市	10			2		12	10			2		12
豊中市	5			1		6	5			1		6
高槻市	9			3		12	9			3		12
枚方市	12	3				12	13	3				13
八尾市	4			1	1	6	10			2	4	16
東大阪市	15					15	15					15
姫路市	32			5	1	38	60			10	1	71
尼崎市	14			4		18	14			4		18
明石市	6					6	6					6
西宮市	8					8	8					8
奈良市	11			13	2	26	11			14	2	27
和歌山市	30			5		35	35			5		40
倉敷市	29			15		44	44			16		60
呉市	9			7		16	11			7		18
福山市	28	1		10	5	43	30	1		12	5	47
下関市	8			5	1	14	17			5	2	24
高松市	15	1		2		17	16	1		2		18
松山市	21			9		30	21			9		30
高知市	15			2	5	22	15			2	5	22
久留米市	11			1	3	15	11			1	8	20
長崎市	9			4		13	9			4		13
佐世保市	10			5	2	17	10			5	2	17
大分市	21	1		4	1	26	23	1		4	1	28
宮崎市	9			2	4	15	9			2	4	15
鹿児島市	26			7		33	26			7		33
那覇市				1		1				1		1
合計	5661	86	15	1685	592	7953	6413	86	15	1784	623	8835

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅲ－６（１a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
 （大気・施設種類別－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設									
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉	
					報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県				3										
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県					1		1							
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表Ⅲ－６（１b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設									
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉	
					報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市			1	1										
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
越谷市														
船橋市														
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
枚方市														
八尾市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市							1							
倉敷市														
呉市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	0	0	1	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（２a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	小計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県							2			2				
栃木県							3			3				
群馬県														
埼玉県					1	1			1	1				
千葉県														
東京都											2			2
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県											3			3
長野県														
岐阜県														
静岡県							1			1				
愛知県							5			5				
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														2
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県	1	1												
大分県														
宮崎県														
鹿児島県							2			2				
沖縄県														

表Ⅲ－６（２b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
 (大気・施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	小計		熔焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市											2			2
横浜市					1	1			1	1				
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														3
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														3
岡山市														
広島市														
北九州市					1	1			1	1				
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市					1	1			1	1				
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														1
高崎市														
川越市														
越谷市														
船橋市														
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
枚方市														
八尾市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市		1												
倉敷市														
呉市														
福山市														
下関市					3	3			3	3				
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合計	1	2	0	0	7	20	0	0	7	20	7	0	0	16

注) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（３a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
 (大気・施設種類別－都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道					1	1		1	1	1		2
青森県					1			1	2			2
岩手県									2	2		2
宮城県												
秋田県	2			2	1			1				
山形県				1								1
福島県				2								2
茨城県								2	1			3
栃木県				1								
群馬県	1			1								
埼玉県					3			6				1
千葉県				1				1				3
東京都												2
神奈川県								3				2
新潟県												
富山県					1			2				4
石川県												
福井県								2				
山梨県				5				6				
長野県								1				1
岐阜県					1			4				3
静岡県								1				
愛知県								4				1
三重県				1				3	3	3		3
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県								2	1			2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県									2			2
島根県								1				1
岡山県				1								
広島県								1				1
山口県												1
徳島県				2				1	1			4
香川県								1				1
愛媛県	2			2	3			6				4
高知県				2				4				1
福岡県					2			2	2			2
佐賀県												
長崎県	2			2				1				
熊本県	4			4	2			2				
大分県												2
宮崎県												
鹿児島県				3				1				2
沖縄県									1	1		1

表Ⅲ－６（３b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市									2			2
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市								2				
静岡市									2			2
浜松市								1				1
名古屋市												1
京都市												
大阪市								1				
堺市												1
神戸市									1			1
岡山市												
広島市								1				
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市				2								
八戸市									1			1
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市				1								1
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												1
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市									1			1
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												1
倉敷市				2								
呉市												
福山市												
下関市												
高松市								1				
松山市								2				
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市								1				
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	11	0	0	35	15	1	0	69	23	7	0	69

注) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（４a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5m ² 以上)				小 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道									2	2		3
青森県									3			3
岩手県									2	2		2
宮城県												
秋田県									3			3
山形県												2
福島県												4
茨城県				1					1			6
栃木県												1
群馬県	5			5					6			6
埼玉県				1					3			8
千葉県				1								6
東京都									2			4
神奈川県				1				2				8
新潟県												
富山県				1					1			7
石川県												
福井県				1								3
山梨県	1			1					4			15
長野県												2
岐阜県				6				1	1			14
静岡県				1								2
愛知県				1								6
三重県								1	3	3		8
滋賀県												
京都府				1								1
大阪府												
兵庫県									1			6
奈良県												
和歌山県												
鳥取県									2			2
島根県					1			2	1			4
岡山県								1				2
広島県				2								4
山口県												1
徳島県									1			7
香川県												2
愛媛県				2				1	5			15
高知県				1								8
福岡県					1			1	5			5
佐賀県												
長崎県								1	2			4
熊本県									6			6
大分県												2
宮崎県												
鹿児島県				2								8
沖縄県									1	1		1

表Ⅲ－６（４b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5m ² 以上)				小 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市									4			4
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市				1								3
静岡市									2			2
浜松市				1								3
名古屋市								1				5
京都市				1								1
大阪市												1
堺市												1
神戸市									1			4
岡山市												
広島市												1
北九州市					1			1	1			1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												2
八戸市									1			1
盛岡市												
秋田市					1	1		1	1	1		1
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												3
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市	1	1		1					1	1		1
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												1
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市									1			1
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												1
倉敷市												2
呉市												
福山市												
下関市												
高松市				1								2
松山市												2
高知市												
久留米市				1								1
長崎市												
佐世保市												
大分市								1				2
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	7	1	0	34	4	1	0	14	67	10	0	237

注) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（５a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	合 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道	2	2		3
青森県	3			3
岩手県	2	2		2
宮城県				
秋田県	3			3
山形県				2
福島県				4
茨城県	1			11
栃木県				4
群馬県	6			6
埼玉県	4			9
千葉県				6
東京都	2			4
神奈川県				8
新潟県				
富山県	1			7
石川県				
福井県				3
山梨県	4			15
長野県				2
岐阜県	1			14
静岡県				3
愛知県				11
三重県	3	3		8
滋賀県				
京都府				1
大阪府				
兵庫県	1			6
奈良県				
和歌山県				
鳥取県	2			2
島根県	1			4
岡山県				2
広島県				4
山口県				1
徳島県	1			7
香川県				2
愛媛県	5			15
高知県				8
福岡県	5			5
佐賀県				
長崎県	2			4
熊本県	7			7
大分県				2
宮崎県				
鹿児島県				10
沖縄県	1	1		1

表Ⅲ－６（５b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	合 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市	4			4
横浜市	1			1
川崎市				
相模原市				
新潟市				3
静岡市	2			2
浜松市				3
名古屋市				5
京都市				1
大阪市				1
堺市				1
神戸市	1			4
岡山市				
広島市				1
北九州市	3			3
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				2
八戸市	1			1
盛岡市				
秋田市	2	1		2
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				3
高崎市				
川越市				
越谷市				
船橋市				
柏市				
八王子市	1	1		1
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				1
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
高槻市				
枚方市				
八尾市				
東大阪市				
姫路市	1			1
尼崎市				
明石市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				2
倉敷市				2
呉市				
福山市				
下関市	3			3
高松市				2
松山市				2
高知市				
久留米市				1
長崎市				
佐世保市				
大分市				2
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	76	10	0	263

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（１a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	硫酸塩 ^{ハ^ル} （ケラト ^{ハ^ル} ）又は 亜硫酸 ^{ハ^ル} （カルファイト ^{ハ^ル} ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーバ ^{イト} 法 ^{アセチレン} の製造の用に供する アセチレン洗浄施設			硫酸 ^{カリウム} の製造の用に供する 廃 ^{ガス} 洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道	5	1		6			2	2				
青森県												
岩手県	1			1								
宮城県	2			2								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県					1			1				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県	1			1								
静岡県												
愛知県	1			1								
三重県	1			1								
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県												
広島県												
山口県	1			1								
徳島県	1			1								
香川県					1			1				
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県												

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（１b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	硫酸塩 ^{ハルブ} （ケラト ^{ハルブ} ）又は 亜硫酸 ^{ハルブ} （サルファイト ^{ハルブ} ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーバート法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設			硫酸 ^{カリウム} の製造の用に供する 廃 ^{ガス} 洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市												
相模原市												
新潟市			1	1								
静岡市												
浜松市						1		1				
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
八戸市	1			1								
盛岡市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
呉市	1			1								
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	24	1	1	26	4	1	2	7	0	0	0	0

注1）平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（２a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種別別－都道府県別）

	7μm繊維の製造の用に供する 塵ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち塵ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県											1	1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県	1			1								
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県									2			2
徳島県												
香川県	1			1								
愛媛県									1			1
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	7μm繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二酸化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	3	0	0	3	1	0	0	1	4	0	1	5

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（３a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県									1			1
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									1			1
愛知県	1			1								
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（３b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1			1				
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	2	0	0	2

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（４a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	2,3-ジブチル-1,4-ナフトキソの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジホキシベンゾイロレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジホキシベンゾイロレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県							1		1
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県							3		3
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県								1	1
静岡県							4		4
愛知県									
三重県									
滋賀県							1		1
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（４b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	2,3-ジブチル-1,4-ナフトキソの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジチオサリチンパイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオサリチンパイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設				
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)		
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市							1		1		
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
八戸市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市											
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
越谷市											
船橋市											
柏市											
八王子市											
横須賀市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
豊中市											
高槻市											
枚方市											
八尾市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
明石市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市											
呉市											
福山市											
下関市							1		1		
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
佐世保市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
那覇市											
合計	0	0	0	0	0	0	0	11	0	1	12

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（５a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道									8	1	1	10
青森県									1	1		2
岩手県	2			2								
宮城県									1			1
秋田県												
山形県												
福島県									6			6
茨城県									5			5
栃木県									1	1		2
群馬県	1			1					2			2
埼玉県									4	1		5
千葉県									13	2		15
東京都									1			1
神奈川県										1		1
新潟県									6	2		8
富山県									4			4
石川県									4			4
福井県									1	3		4
山梨県												
長野県												
岐阜県									5	2		7
静岡県					2				20	5	2	27
愛知県									12	4		16
三重県									4	1		5
滋賀県										1	1	2
京都府									2			2
大阪府									3	2		5
兵庫県									4			4
奈良県												
和歌山県									2			2
鳥取県										1		1
島根県									1			1
岡山県												
広島県									2	2		4
山口県									8	1		9
徳島県									5	1		6
香川県									3			3
愛媛県	1			1					2		2	4
高知県									1	5		6
福岡県	1			1					2	1	2	5
佐賀県										2		2
長崎県												
熊本県									1			1
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（５b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市									4			4
仙台市									1			1
さいたま市									3			3
千葉市									2			2
横浜市									8			8
川崎市									10	1		11
相模原市												
新潟市									1			1
静岡市									5	2		7
浜松市									1			1
名古屋市									3			3
京都市										1		1
大阪市									1			1
堺市									1			1
神戸市												
岡山市									1			1
広島市												
北九州市									2			2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1			1								
盛岡市									1			1
秋田市									2			2
郡山市									2			2
いわき市	1			1					6			6
宇都宮市										1		1
前橋市									2			2
高崎市									2			2
川越市									1			1
越谷市									1			1
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市									2			2
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市									1	1		2
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市									1			1
高槻市												
枚方市										1		1
八尾市												
東大阪市												
姫路市									4			4
尼崎市									3			3
明石市									1			1
西宮市												
奈良市												
和歌山市									3			3
倉敷市									6			6
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市										2		2
高知市												
久留米市												
長崎市									3	1		4
佐世保市										2		2
大分市									2			2
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	7	0	0	7	2	0	0	2	222	52	8	282

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－ 7（ 6 a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			700類の破壊の用に供する施設の うちアプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設			
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a+b+c)
北海道	1			1			4	1		5
青森県							1			1
岩手県							1			1
宮城県							1			1
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県				1			1	4		4
栃木県								3		3
群馬県					1		1			1
埼玉県				2			2	10		10
千葉県				1			1	3		3
東京都							17	1		18
神奈川県							11			11
新潟県										
富山県				1			1	2		2
石川県										
福井県							1			1
山梨県										
長野県							3			3
岐阜県							2			2
静岡県				1			1	2		2
愛知県				1			1	8		8
三重県							2			2
滋賀県							2			2
京都府							3			3
大阪府				1			1	8		8
兵庫県							3			3
奈良県							1			1
和歌山県										
鳥取県							4			4
島根県							1			1
岡山県							2			2
広島県										
山口県							2			2
徳島県										
香川県				1			1			
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県							1			1
鹿児島県										
沖縄県				1			1			

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（６b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設の うちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市									4			4
仙台市									2			2
さいたま市												
千葉市									3			3
横浜市									5			5
川崎市									2			2
相模原市												
新潟市					1			1				
静岡市									3			3
浜松市									2			2
名古屋市									5			5
京都市									3			3
大阪市									4			4
堺市									2			2
神戸市									4			4
岡山市												
広島市									4			4
北九州市									3			3
福岡市									3			3
熊本市									2			2
函館市									1			1
旭川市									1			1
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市									1	1		2
郡山市									1			1
いわき市									1			1
宇都宮市												
前橋市									1			1
高崎市									1			1
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市									2			2
横須賀市									1			1
富山市						1		1	2			2
金沢市									3			3
長野市									3			3
岐阜市									3			3
豊橋市									1			1
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市									1			1
高槻市									1			1
枚方市									1			1
八尾市												
東大阪市									2			2
姫路市									2			2
尼崎市									2			2
明石市									2			2
西宮市									3			3
奈良市												
和歌山市									2			2
倉敷市									1			1
呉市												
福山市									1			1
下関市					1			1				
高松市									2			2
松山市												
高知市		1		1	1			1	1			1
久留米市												
長崎市									1			1
佐世保市									1			1
大分市												
宮崎市									2			2
鹿児島市									1			1
那覇市												
合計	1	1	0	2	13	1	1	15	203	3	0	206

注1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（７a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計				
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道					18	3	3	24
青森県					2	1		3
岩手県					4			4
宮城県					4			4
秋田県	2			2	2			2
山形県								
福島県					7			7
茨城県					10			10
栃木県	1			1	6	1		7
群馬県					5		1	6
埼玉県					16	1		17
千葉県	2			2	20	2		22
東京都					18	1		19
神奈川県					11	1		12
新潟県	4			4	11	2		13
富山県					11			11
石川県					4			4
福井県					2	3		5
山梨県								
長野県					3			3
岐阜県					8	2	1	11
静岡県					30	5	2	37
愛知県	1			1	24	4		28
三重県			1	1	7	1	2	10
滋賀県					3	1	1	5
京都府					5			5
大阪府					12	2		14
兵庫県					8			8
奈良県					2			2
和歌山県					2			2
鳥取県					5	1		6
島根県					3			3
岡山県					2			2
広島県	1			1	3	2		5
山口県	1			1	14	1		15
徳島県					6	1		7
香川県					6			6
愛媛県	2			2	7		2	9
高知県					1	5		6
福岡県	2			2	5	1	2	8
佐賀県						2		2
長崎県								
熊本県					2			2
大分県								
宮崎県	1			1	4			4
鹿児島県					1			1
沖縄県					1			1

注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計				
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市					8			8
仙台市					3			3
さいたま市					3			3
千葉市	1			1	6			6
横浜市					14			14
川崎市					12	1		13
相模原市								
新潟市					2		1	3
静岡市					8	2		10
浜松市					3	1		4
名古屋市					10			10
京都市					3	1		4
大阪市					5			5
堺市					3			3
神戸市					4			4
岡山市					1			1
広島市					4			4
北九州市					5			5
福岡市					3			3
熊本市					2			2
函館市					1			1
旭川市					2			2
青森市								
八戸市					2			2
盛岡市					1			1
秋田市					4	1		5
郡山市					3			3
いわき市					9			9
宇都宮市	1			1	1	1		2
前橋市					3			3
高崎市					3			3
川越市					1			1
越谷市					1			1
船橋市								
柏市								
八王子市					2			2
横須賀市					1			1
富山市					4	1		5
金沢市					3			3
長野市					3			3
岐阜市					3			3
豊橋市					2	1		3
岡崎市								
豊田市								
大津市					2			2
豊中市					2			2
高槻市					1			1
枚方市					1	1		2
八尾市								
東大阪市					2			2
姫路市	1			1	7			7
尼崎市					5			5
明石市					3			3
西宮市					3			3
奈良市								
和歌山市					5			5
倉敷市					7			7
呉市					1			1
福山市					1			1
下関市					2			2
高松市					2			2
松山市						2		2
高知市					2	1		3
久留米市								
長崎市					4	1		5
佐世保市					1	2		3
大分市	2			2	4			4
宮崎市					2			2
鹿児島市					1			1
那覇市								
合 計	22	0	1	23	521	59	15	595

注1）平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（１a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		カーボド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（１b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		カーボド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市				1		
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合計	0	0	0	1	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（２a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	アルミ繊維の製造の用に供する 塵芥ス洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち塵ガス洗浄施設		塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（２b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	7μm繊維の製造の用に供する 塵芥洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち塵ガス洗浄施設		塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（３a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	ｶﾞﾌﾞﾚｸﾀﾙの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、ｼｸﾛへｷﾝ分離施設、 廃ガス洗浄施設		ｸﾛﾛへﾞﾝ又はｼﾞｸﾛへﾞﾝの 製造の用に供する水洗施設、 廃ガス洗浄施設		4-ｸﾛﾛﾌﾙｳｵ酸水素ﾄﾘｸﾞﾙの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（３b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	カプロラクタムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設		クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの 製造の用に供する水洗施設、 廃ガス洗浄施設		4-クロロフェノール水素トリウム の製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（４a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ジオキシンハイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシンハイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（４b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ジオキシンハロゲン化イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシンハロゲン化イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合計	0	0	0	0	0	0

注) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（５a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちろ過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道					1	1
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						1
岐阜県						2
静岡県						1
愛知県						1
三重県						1
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（５b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちろ過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						1
浜松市						
名古屋市						
京都市						1
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	1	9

注) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（６a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちブ ラスタマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県			1	1		
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						1
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（６b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちブ ラマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						1
静岡市		2				
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	2	1	1	0	2

注) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（７a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道			1	1
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県			1	1
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				1
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				1
岐阜県				2
静岡県				1
愛知県				1
三重県				1
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

表Ⅲ－８（7b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				1
静岡市				3
浜松市				
名古屋市				
京都市				1
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
八戸市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
越谷市				
船橋市				
柏市				
八王子市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
高槻市				
枚方市				
八尾市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
明石市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				1
倉敷市				
呉市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
佐世保市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	0	0	2	15

注) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－９ 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
 (大気関係・水質関係－全国)

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	181	4
文書指導件数	471	26
一時使用停止命令	0	0
その他	2	0

注) 未報告1件に対し、平成29年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表Ⅱ－2に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ－１０（a） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－都道府県別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道				1				
青森県	1							
岩手県	2							
宮城県								
秋田県								
山形県	2	5						
福島県								
茨城県								
栃木県	1							
群馬県					1			
埼玉県	4	2						
千葉県	4	4						
東京都								
神奈川県		1						
新潟県	1	1						
富山県	2							
石川県	1							
福井県	1							
山梨県		50				1		
長野県								
岐阜県	1							
静岡県								
愛知県								
三重県	2							
滋賀県								
京都府								
大阪府		7		1		2		
兵庫県	35							
奈良県	3	99						
和歌山県								
鳥取県	12							
島根県	1				1			
岡山県	1	1						
広島県	14							
山口県						3		
徳島県	42	5						
香川県								
愛媛県		8						
高知県		90				1		
福岡県		44			2			
佐賀県	2	2						
長崎県								
熊本県								
大分県	3	1						
宮崎県								
鹿児島県	9							
沖縄県								

注) 未報告1件に対し、平成29年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表Ⅲ－１０（b） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市		23						
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市		59				19		
静岡市								
浜松市								
名古屋市	3							
京都市	1							
大阪市								
堺市		18						
神戸市								
岡山市		45						
広島市	3							
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市	7							
八戸市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市	1							
高崎市								
川越市								
越谷市								
船橋市	1							
柏市								
八王子市	1							
横須賀市								
富山市	1							
金沢市	1							
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市	1							
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
枚方市								
八尾市	4							
東大阪市								
姫路市	1							
尼崎市								
明石市								
西宮市								
奈良市	1							
和歌山市								
倉敷市								
呉市								
福山市		4						
下関市								
高松市	4	2						
松山市								
高知市	1							
久留米市	5							
長崎市								
佐世保市								
大分市	1							
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合 計	181	471	0	2	4	26	0	0

注1) 未報告1件に対し、平成29年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。
注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－１１ 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－全国）

（平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日）

措 置 状 況	大気関係	水質関係
基準超過件数	27	0
口頭指導件数	33	0
文書指導件数	14	0
法第２２条第１項に基づく改善命令件数	0	0
法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	0	0
法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	0
その他	2	0

注) 表Ⅱ－３排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成２９年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。

表Ⅲ－１２ 設置者による測定結果の公表状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日）

公表方法	公表自治体数	
	大気関係	水質関係
ホームページ掲載	107	103
記者発表	37	33
白書	52	49
広報誌	7	6
閲覧	43	42

表IV-1 環境基準値を超過する土壌汚染の判明状況等（全国）

	地域数
環境基準値を超過する土壌汚染が判明した地域 (汚染土壌の除去等の対策が完了した地域を含む)	40
平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に新たに土壌汚染が判明した地域	0
平成30年3月31日現在、既に対策が完了した地域	31

表IV-2 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成29年4月1日～平成30年3月31日	
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	0
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	0
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数	0
平成30年3月31日現在	
対策地域指定件数（累計）	6
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数	(※1) 3
対策事業が完了したものの地域指定は解除されていない地域数	(※2) 3
対策事業実施中の指定対策地域数	0
対策計画策定中の指定対策地域数	0

(※1) ・東京都大田区大森南
 指定面積：365m²
 指定年月日：平成13年6月14日、解除年月日：平成18年6月19日

・和歌山県橋本市野字上山谷田
 指定面積：4,930m²
 指定年月日：平成14年4月5日、解除年月日：平成17年8月9日

・香川県高松市新開西公園
 指定面積：342m²
 指定年月日：平成17年3月4日、解除年月日：平成17年8月12日

(※2) ・東京都北区豊島五丁目
 指定面積：13,409m²
 指定年月日：平成18年3月6日

・福島県双葉郡大熊町大字小入野
 指定面積：8,970m²
 指定年月日：平成19年1月16日
 区域変更：平成22年3月9日（変更後の面積：257.8m²）
 (* 当該地域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域に指定されている。)

・東京都荒川区東尾久七丁目
 指定面積：9,601m²
 指定年月日：平成26年2月21日

表IV-3 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係-全国）

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

	事業場数	件数	試料採取数
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	0	0	-
法第34条第1項に基づく立入検査件数	6	6	-
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定	2	2	2
法第36条第2項に基づく要求等	-	0	-

表IV-4 (1a)

報告徴収及び立入検査等件数

(土壌関係/特定事業場種類別-都道府県別)

	法第34条第1項に基づく報告徴収						法第34条第1項に基づく立入検査					
	大気基準適用施設のみを 設置する事業場		水質基準対象施設のみを 設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設 を設置する事業場		大気基準適用施設のみを 設置する事業場		水質基準対象施設のみを 設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

表IV-4 (1b) 報告徴収及び立入検査等件数

(土壌関係/特定事業場種類別-政令市別)

	法第34条第1項に基づく報告徴収						法第34条第1項に基づく立入検査					
	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場		大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市							3	3			2	2
高崎市												
川越市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市							1	1				
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	2	2

注) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表IV-4 (2a) 報告徴収及び立入検査等件数

(土壌関係/特定事業場種別-都道府県別)

	法第34条第1項に基づく立入検査件数に伴う測定									法第36条第2項に基づく要求等	
	大気基準適用施設のみを設置する事業場			水質基準対象施設のみを設置する事業場			大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場			資料の送付等協力の要求	ダイオキシン類による環境の汚染防止若しくはその除去に関する意見申
	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	件数	件数
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県											
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

表IV-4 (2b) 報告徴収及び立入検査等件数

(土壌関係/特定事業場種類別-政令市別)

	法第34条第1項に基づく立入検査件数に伴う測定									法第36条第2項に基づく要求等	
	大気基準適用施設のみを設置する事業場			水質基準対象施設のみを設置する事業場			大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場			資料の送付等協力の要求	ダイオキシン類による環境の汚染防止若しくはその除去に関する意見具申
	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	件数	件数
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
八戸市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市	1	1	1				1	1	1		
いわき市											
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
越谷市											
船橋市											
柏市											
八王子市											
横須賀市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
豊中市											
高槻市											
枚方市											
八尾市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
明石市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市											
呉市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
佐世保市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
那覇市											
合 計	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0

注) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表V-1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成30年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	14団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、三重県、 熊本県、札幌市、 さいたま市、横浜 市、川崎市、名古屋 市、柏市、高知市	6団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、三重県、 横浜市、川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。